平成30年第３回定例会議事日程（第２号）

平成30年９月７日（金）

午前10時00分開議

日程第１　会議録署名議員の指名について

日程第２　議案第36号　吉富町チャレンジショップの設置及び管理に関する条例の制定について

日程第３　議案第37号　吉富町インフォメーションセンターの設置及び管理に関する条例の制定について

日程第４　議案第38号　平成２９年度吉富町一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第５　議案第39号　平成２９年度吉富町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第６　議案第40号　平成２９年度吉富町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第７　議案第41号　平成２９年度吉富町奨学金特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第８　議案第42号　平成２９年度吉富町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第９　議案第43号　平成２９年度吉富町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

日程第10　報告第10号　平成２９年度吉富町健全化判断比率の報告について

日程第11　報告第11号　平成２９年度吉富町公共下水道事業特別会計資金不足比率の報告について

日程第12　報告第12号　平成２９年度吉富町水道事業会計資金不足比率の報告について

日程第13　議案第44号　平成３０年度吉富町一般会計補正予算（第１号）について

日程第14　議案第45号　平成３０年度吉富町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）について

日程第15　議案第46号　教育委員会委員の任命について

日程第16　議案第47号　吉富町外二組合公平委員会委員の選任について

日程第17　議案第48号　財産の取得について（吉富町消防団第３分団小型動力ポンプ付積載車）

日程第18　議案第49号　福岡県介護保険広域連合の処理する事務の変更及び福岡県介護保険広域連合規約の変更について

日程第19　議案第50号　町道路線の認定について

日程第20　報告第13号　専決処分の不承認に伴う措置について

平成30年第３回吉富町議会定例会会議録（第２号）

招集年月日	平成30年９月７日	
招集の場所	吉富町役場二階議場	
開会	９月７日　10時00分	
応招議員	１番　中家　章智	６番　花畑　明
	２番　山本　定生	７番　是石　利彦
	３番　太田　文則	８番　岸本加代子
	４番　梅津　義信	９番　丸谷　一秋
	５番　横川　清一	10番　若山　征洋
不応招議員	なし	
出席議員	応招議員に同じ	
欠席議員	不応招議員に同じ	

地方自治法第１２１条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名	町長　今冨壽一郎	会計管理者　奥家　照彦
	教育長　皆尺寺敏紀	住民課長　瀬口　浩
	総務課長　守口　英伸	健康福祉課長　石丸　貴之
	企画財政課長　奥田　健一	産業建設課長　赤尾　慎一
	税務課長　小原　弘光	上下水道課長　和才　薫
	教務課長　瀬口　直美	監査委員　守口賢二郎

本会議に職務のため出席した者の職氏名	局長　奥邨　厚志
	書記　太田　恵介

町長提出議案の題目	別紙日程表のとおり
議員提出議案の題目	別紙日程表のとおり

午前10時00分開議

○議長（若山　征洋君）　皆さん、おはようございます。

開会前でありますが、御存じのように、昨日北海道におきまして最大震度７の大地震が起こり、道内のかなりのところで災害が発生しております。また、９月４日に四国東部、近畿地方に上陸通過しました台風２１号は、甚大な被害をもたらしました。この大きな２つの被害により、土砂、家屋等の下敷きなどでお亡くなりになられた方々の哀悼の意をささげますとともに、被災された方々に心よりお見舞いを申し上げたいと思います。両地域で被害に遭われた皆様の一日も早い生活再建、復興並びに両地域のライフラインの回復が早急にかないますよう御祈念いたします。

改めまして、皆さん、おはようございます。ただいまの出席議員は１０名で、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

なお、本日の会議日程は、お手元に配付のとおりであります。

―――――――――――――・――――・――――――――――――

日程第１．会議録署名議員の指名について

○議長（若山　征洋君）　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、中家議員、丸谷議員の２名を指名いたします。

―――――――――――――・――――・――――――――――――

日程第２．議案第３６号　吉富町チャレンジショップの設置及び管理に関する条例の制定について

○議長（若山　征洋君）　日程第２、議案第３６号吉富町チャレンジショップの設置及び管理に関する条例の制定についてを議題といたします。

担当課長に内容の説明を求めます。産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾　慎一君）　議案第３６号吉富町チャレンジショップの設置及び管理に関する条例について御説明申し上げます。

議案書１ページをお願いいたします。

吉富町チャレンジショップの設置及び管理に関する条例を次のとおり定めるものであります。

本来は平成２８年にチャレンジショップを設置するに当たり必要な条例を定めておかなければならない事務処理を失念し、今議会において条例を提案させていただくことに対して、おわびを申し上げます。大変申しわけありませんでした。

それでは、条文の説明をいたします。

議案書２ページをお開きください。

第１条、趣旨としまして、この条例は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２の規定に基づき、吉富町チャレンジショップ（以下「チャレンジショップ」という。）の設置

及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

第２条は、設置としまして、町内において独立開業を目指す新規起業者を育成し、新たな雇用確保を図るとともに、駅周辺ににぎわいを創出するため、チャレンジショップを設置する。

第３条は、名称及び位置でございます。チャレンジショップの名称及び位置は、次のとおりとする。名称、吉富町チャレンジショップ、位置は吉富町大字広津３６４番地２。

第４条は、管理運営でございます。チャレンジショップは、町長が管理運営する。

第５条は、使用の許可としまして、チャレンジショップを使用しようとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめ町長の許可を受けなければならない。許可を受けた者（以下「使用者」という。）が許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。

第６条は、使用料を定めております。使用者は、別表に定める使用料を納付しなければならない。

３ページの別表をごらんください。吉富町チャレンジショップの使用料としまして、チャレンジショップ１号店・２号店につきましては、使用料を１月当たり５，０００円、面積は１４平方メートル、チャレンジショップ３号店につきましては、１月１万円、面積は２８平方メートルでございます。いずれも備考に、使用料には消費税を含むものでございます。

それでは、２ページ、第７条にお戻りください。第７条は、使用の不許可としまして、町長は次の各号の一つに該当すると認めるときは、使用の許可をしない。１号、公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。２号、チャレンジショップの施設設備又は器具を毀損し、又は滅失するおそれがあるとき。３号、暴力排除の趣旨に反すると認められるとき。４号、管理運営上支障があると認められるとき。

第８条は、使用許可の取り消し等を定めております。町長は、使用者が次の各号の一に該当すると認めるときは、使用許可の取り消し又は変更をすることができる。この場合、使用者が損害を受けてもその責任を負わない。１号、使用者が、不正虚偽の申請により許可を受けたとき。２号、前条各号の一に該当する理由が生じたとき。３号、この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。４号、その他町長が特に必要と認めたとき。

第９条は、使用料の不返還を定めてあります。既納の使用料は、返還しない。ただし、次の各号の一に該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。１号としまして、災害その他使用者の責に帰することができない理由で使用ができなかったとき。２号、その他町長が特に必要と認めたとき。

第１０条は、目的外使用の禁止を定めてございます。使用料は、使用許可を受けた目的以外に使用し、又はその権利を譲渡し、若しくは転貸ししてはならない。

第１１条、原状の回復義務。使用者は、使用後直ちに使用場所を原状に回復しなければならな

い。

第１２条は、損害賠償でございます。使用者は、チャレンジショップの施設設備又は器具を毀損、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

第１３条委任として、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則としまして、この条例は公布の日から施行すると。

以上で説明を終わります。よろしく御審議の上、御議決いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（若山　征洋君）　担当課長の説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑に当たっては、自己の意見は述べられないことになっています。また、質疑の回数は、同一議員につき、同一議題について３回を超えることができないようになっていますので、よろしくお願いいたします。なお、質問者、答弁者の発言は、挙手をし「議長」と発声の後、私から発言の指名を受けてから行ってください。

以上のことを必ずお守りいただきますよう、よろしくお願いいたします。

それでは、本案に対して質疑はありませんか。是石議員。

○議員（７番　是石　利彦君）　今、担当課長の説明を受けましたが、今発言の中に本来２８年から始まったこの事業に対して、本来最初から設置すべきだった条例だと、しなかったものにおわびするという発言がございました。

これは職員のミスなんでしょうか。町長のミスでしょうか。どこにミスがあるんでしょうか。その辺をまずお聞かせ願いたいと思います。

○議長（若山　征洋君）　産業建設課長、どうぞ。

○産業建設課長（赤尾　慎一君）　先ほどの説明でも申し上げましたとおり、担当課のほうで事務処理を失念しておりましたことから、今回提案をさせていただくものでございます。

当然担当課長が条例の整備について、私自身、または担当者に指示しなければならなかったものが今回提案することになったわけでございます。

以上です。（「ちょっと答えてない。ミスかと、誰のどこのミスかちゅうことです」と呼ぶ者あり）

○議長（若山　征洋君）　産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾　慎一君）　私でございます。

○議長（若山　征洋君）　是石議員。

○議員（７番　是石　利彦君）　はっきり言ってください。

○議長（若山　征洋君）　是石議員、私ですって言いようからいい。

○議員（７番　是石　利彦君）　それでいいの。

○議長（若山　征洋君）　はい。岸本議員。

○議員（８番　岸本加代子君）　同じようなことなんですけど、本来あるべき条例がないことに気が付いて、今回条例を制定するに当たって、県か何かの指導か何か受けられたんでしょうか。

○議長（若山　征洋君）　産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾　慎一君）　県からの指導ではございません。設置する上で条例が、整備が必要じゃないかということに気がつきまして、今回上程をさせていただいた次第でございます。

以上です。

○議長（若山　征洋君）　岸本議員。

○議員（８番　岸本加代子君）　そうすると、ちょっと具体的なことをお聞きしたいんですけれども、使用料の件なんですけど、今まで使用料を取ってあると思うんですよね。条例に基づいて使用料というのは取るものであって、その条例がない中での使用料っていうのは、今まで徴収した分についてはどういう措置をされるんでしょうか。返還されるんでしょうか。

○議長（若山　征洋君）　産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾　慎一君）　確かに岸本議員が言われるように、使用料を取るに当たっては条例整備が大前提でございます。ただ、入居者に対しましては、その当時、条例整備が必要だということに気がつかず、１か月当たりそれぞれ５，０００円なり、１万円っていうことで御了解をいただきましたので、返還については考えてございません。

以上です。

○議長（若山　征洋君）　はい。横川議員。

○議員（５番　横川　清一君）　確認のために質問いたしますが、当初より、２８年度より３年間という期間を設けておりました。この期間というのは、条例施行に関し必要な事項を規則で定めるということになっておりますが、今後も３年間という期間で定めるのでしょうか。

○議長（若山　征洋君）　産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾　慎一君）　当分は３年間というのを継続していきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（若山　征洋君）　岸本議員、３回目ですよ。

○議員（８番　岸本加代子君）　さっきの使用料の件なんですけど、条例に基づかない、その根拠のない、根拠がなくいただいた使用料をそのままにしておいて、行政としては許されることなんですかね、ちょっとそこの辺、法律上というか、その辺がちょっとわからないんですけど、その辺どうなんでしょうか。それでいいんですかね。

○議長（若山　征洋君）　産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾　慎一君）　チャレンジショップの入居に当たり、町と、それから入居者におきまして、入居の契約をしてございます。それをもとに使用料をいただいてございますので、特に問題はないというふうに考えております。

以上です。

○議長（若山　征洋君）　山本議員。

○議員（２番　山本　定生君）　ちょっと今いろいろ聞いていたんですが、条例がないままに使用料の件について今お話されています。ちょっと法関係ですので、これは総務になるんかな、法的に今担当課長は問題ないという発言をしましたが、この契約の根拠、例えばこれ５，０００円と１万円という基準です。これは町として何を根拠に今その課長が言われた根拠はあるんですか。法的に問題はないんですか。契約行為として、これはあり得るのですか。問題はないんでしょうか。ちょっとそこをお聞きします。

○議長（若山　征洋君）　総務課長。

○総務課長（守口　英伸君）　お答えをいたします。

この月額根拠というものは担当課のほうで決定をしておりますので、私のほうから申し上げることはございません。

あと法的にどうなのかという質問が出ております。今のやり取りの中でもございましたが、使用料は条例に基づいて徴収するというふうに自治法でなっておりますので、条例で定めた上で徴収するのが本当だと思います。ただ、産業建設課長が答弁いたしましたけども、契約を交わしておりますので、使用者と町とで契約を交わしておりますので、それに基づいて使用料をいただいたということは問題ないというふうに私も今思っております。

以上です。

○議長（若山　征洋君）　山本議員。

○議員（２番　山本　定生君）　とりあえず、一応、担当課長と、今法関係の総務課長のほうから問題ないという発言をいただきましたので、議会としてはそれを信じる形になりますので、後に何かありましたときはよろしくお願いします。

もう一つ、今回は、これは地方創生に基づいて交付金されたわけですよね。過疎化交付金やったかな、これ使ったやつは。でね、条例のないままにこういうことを行ったことが、補助対象上問題とはならないのか。ちょっとそこは今度企画のほうにお聞きしたいんですが、例えばこれ、もう既に２年やられていますが、もうお金が入ってくる時期に入っています。決算ですから、これはお金入ってくるときですけどね。これが補助対象上、後で何か問題にならないのか。例えば条例、補助対象の中ではこういうことを行ったときには、それに関係する法整備、いわゆる国でいやあ法整備、町で言えば条例制定、そういうものが必要であったかどうかというのはなかった

のか、それは必要なかったのか、大丈夫なのか、そこを１点お聞きします。

○議長（若山　征洋君）　企画財政課長。

○企画財政課長（奥田　健一君）　お答えいたします。

この事業は地方創生の過疎化交付金、それから推進交付金というふうに国の交付金をいただいての事業でございます。ただ、その事業をするに当たりまして、事業内容としてチャレンジショップを運営するというふうなことでの話になってございまして、それが月が５，０００円であるとか、１万円であるというふうな具体的な数字を示しての申請にはなってございませんので、中身を内閣府のほうに詳しくは説明してはございませんので、その点は問題はないというふうに認識しているところでございます。

以上です。（「何も言ってないから問題ないのですね」と呼ぶ者あり）

○議長（若山　征洋君）　是石議員。

○議員（７番　是石　利彦君）　先ほど、責任はちゅう話をしたんですが、責任の言及がなかったんであわせてお願いします。

私、今聞きたいのは、どっかで気付いたわけですね。これはまずいなちゅうことだったんだろうと思いますが、その経緯について、そしていつ気づいた、誰が気づいたのかとか、それから、これは上位の県なりに相談して、このままでいいはずはないので、設置しようということになったと思うんですが、その間の県なりの説明が、相談に行ったと思うんです。先ほどないと言いましたが、本当にそうなのかも含めてもう一度お願いします。

○議長（若山　征洋君）　産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾　慎一君）　この条例の整備が必要ということに気がつきましたのは、次のインフォメーションセンターの設置条例を決裁する中で、法制の担当の総務課のほうからそういう指摘がございまして、それで今回、この今議会で条例の提案をさせていただいた次第でございます。ですから、県からの指導ではございません。

以上です。（「相談はないんですね。相談してないんですね」と呼ぶ者あり）はい。相談はしておりません。（「責任の問題。所在」と呼ぶ者あり）

○議長（若山　征洋君）　産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾　慎一君）　先ほども申し上げましたとおり、私の責任でございます。

以上です。（発言する者あり）

○議長（若山　征洋君）　山本議員、３回目。

○議員（２番　山本　定生君）　これは委員会は私のところなので、またこれは後で行きますけど、今私が確認したのは、法、条例に関してのことと、交付金に関して、補助金に関してのことをちょっと今お聞きしました。

もう１点お聞きしたいんですが、これ今さっき、今ですね、答弁でインフォメーションセンターの次の条例の件をするときに、総務課のほうでこれがないというふうに指摘されたということなんですが、これも始まって２年経つわけですが、今までないものは問題ないというような、今までの話を聞く限りでは経緯をお聞きしました。ということは、この条例は必要ないんではないかなというふうにも思うんですが、必要なんでしょうか、そもそも。ちょっとその辺をお聞きしたいんですけど。

○議長（若山　征洋君）　産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾　慎一君）　お答えいたします。

本来は設置すべき条例でございます。だから失念をしておりましたが、これは整備が必要ということで、今回、今議会で提案をさせていただいた次第でございます。

以上です。

○議長（若山　征洋君）　是石議員、最後です。

○議員（７番　是石　利彦君）　最初は、ちょっと私、疑問なんです。お試しだったんじゃないかなと思うんですね。お試しなら３年間一応やってみようと、どんだけの効果があるかということを、やっぱり何か新しい事業ちゅうものは、ある成果を期待して始めるんだろうと思います。その成果がちゃんとそれに合致するようなものなら必要だろうと思うんですが、だから仮になくても時限でやるんだから、条例なんか必要ないんじゃないかちゅうことで始めたんじゃないかなと思うんですが、そういう懸念は間違いですか。

○議長（若山　征洋君）　産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾　慎一君）　そういったことは考えてございませんでした。チャレンジショップにつきましては、３年という期限ではなく、町内で起業したい方、また町外も含めて、そういった方々に起業のチャンスを与える場としてつくろうっていうのが、そもそものこの事業の始めるきっかけでございました。ですから、３年という期限ではなくて、当分の間は継続して続けていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（若山　征洋君）　ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山　征洋君）　質疑なしと認めます。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第３６号は、福祉産業建設委員会に付託したいと思います。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山　征洋君）　御異議なしと認めます。よって、議案第３６号吉富町チャレンジショッ

プの設置及び管理に関する条例の制定については、福祉産業建設委員会に付託することに決定いたしました。

―――――――――――――・―――――・―――――――――――――

日程第３．議案第３７号　吉富町インフォメーションセンターの設置及び管理に関する条例の制定について

○議長（若山　征洋君）　日程第３、議案第３７号吉富町インフォメーションセンターの設置及び管理に関する条例の制定についてを議題といたします。

担当課長に内容の説明を求めます。産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾　慎一君）　議案第３７号吉富町インフォメーションセンターの設置及び管理に関する条例の制定について、御説明いたします。

議案書４ページをお願いいたします。

本条例もチャレンジショップの設置及び管理に関する条例と同様に、必要な条例を定めておかなければならない事務処理を失念し、今議会において条例を提案させていただくことに対しておわびを申し上げます。大変申しわけありませんでした。

それでは、条文の説明をいたします。

議案書５ページをごらんください。

第１条、趣旨としまして、この条例は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２の規定に基づき、吉富町インフォメーションセンター（以下「センター」という。）の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

第２条、設置としまして、吉富駅及びその周辺施設を利用する者の利便性の向上及び本町の産業の振興を主とした情報提供並びに地域交流の活性化を図るためセンターを設置する。

第３条、名称及び位置としまして、センターの名称及び位置は、次のとおりとする。名称、吉富町インフォメーションセンター、位置は吉富町大字広津３５１番地２。

第４条、管理運営としまして、センターは、町長が管理運営する。

第５条、入場の制限としまして、町長は、センターの管理運営上必要と認めるとき、入場について制限又は条件を付すことができる。

第６条、原状の回復義務。センターを利用する者（以下「利用者」という。）は、利用後直ちに利用場所を原状に回復しなければならない。

第７条、損害賠償としまして、利用者は、センターの施設整備又は器具を毀損又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

第８条、委任としまして、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則としまして、この条例は公布の日から施行する。

以上で説明を終わります。よろしく御審議の上、御議決いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（若山　征洋君）　産業建設課長の説明が終わりました。

これから、質疑を行います。本案に対して御質疑はありませんか。是石議員。

○議員（７番　是石　利彦君）　これについてもおわびと言われました。本来、最初につくるべきだろうと思うんですね。それを遅れたのは申しわけないと。まだこれ運用が始まっておりませんので、セーフかなというような感じはありますが、この補助事業、補助だったと思いますが、補助事業にこの条例の設置有無が条件にあるんでしょうか、ないんでしょうか、それをお聞きします。

○議長（若山　征洋君）　産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾　慎一君）　補助事業の要件としてはないというふうに考えております。

以上です。

○議長（若山　征洋君）　ほかに。岸本議員。

○議員（８番　岸本加代子君）　第５条の入場の制限なんですけど、これどんな場合を想定しておられるのかということと、あと入場の制限はあるんですけど、今度、利用の制限はないんですけど、この辺はどうなんでしょうか。

○議長（若山　征洋君）　産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾　慎一君）　入場の制限につきましては、施設の管理上、中で維持管理の修繕等が必要になった場合等であるとか、中のレイアウトを変えるであるだとか、そういった場合で、基本的にはいつでも利用が可能な施設でございますので、施設の維持管理上入場制限するということでございます。

以上です。（発言する者あり）利用は特に制限はございません。

○議長（若山　征洋君）　ほかに。岸本議員。

○議員（８番　岸本加代子君）　センターに入場できない状況があるときは、利用ももちろんできないということで、そういう解釈なんですかということと、もう一つ、利用料は発生しないんですかね。

○議長（若山　征洋君）　産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾　慎一君）　岸本議員がおっしゃるとおりでございます。

利用料についてはございません。

以上です。

○議長（若山　征洋君）　山本議員。

○議員（２番　山本　定生君）　ちょっと今聞きよったんですが、同僚議員の質問を。入場は、そ

の施設の中で何かするときに制限をかけなきゃいけないこともあるというような言い方に聞こえたのですが、利用することは別に制限なし、どうぞお構いなくということ。ということは、勝手にそこで商売したりとか、何かこう、あの部屋のスペース、見に行ったんですけど、あの中に、例えば自分で勝手に展示物を持っていって展示をしたりですとか、例えば極端な話ですよ、４月に選挙ありますけど、選挙事務所に誰かがあっこを占拠するとかですね、そういう制限というのは、これ、さっきかけられないと言われましたけど、利用の制限は何もないでよろしいんでしょうかね。

インフォメーションセンターということですから、タッチパネルのスクリーンとか置いて、観光客が見に来たりとかするようにするんでしょう、椅子とかも置くみたいですから。でもそこにいろいろな、例えば自分で商売のパンフレットですとか、極端な話をしたら、電気屋さんが自分のところの電化製品をそこに置いて販売促進するとか、そういうふうな利用も全て可能ということでよろしいんでしょうか。

○議長（若山　征洋君）　産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾　慎一君）　このインフォメーションセンターの目的としましては、町の情報発信、それから産業振興のため設置するものでございます。

基本的には町の情報を提供する場でございますが、例えば、産業振興する上で町内の事業者がパンフレット等を設置したいという場合は、それが住民にとって利益になるものでありましたら、それは検討しなければならないなというふうに私は思っております。基本的には、そこで販売というのは想定はしておりません。

以上です。（発言する者あり）

○議長（若山　征洋君）　不規則発言はやめて。山本議員。

○議員（２番　山本　定生君）　ということは、問題が発生したときに考えるというような、今の言い方だと思うんですよ。というのがね、先ほど、２年間忘れていましたというチャレンジショップのほうね。こっちのほうには使用の許可というのと使用の不許可というのがあるわけね。でも、こっちにはそれがないからね、同じ条例出すんであれば、同じような形で体裁はある程度整えておかないといかんのじゃないかなと思うんですよ。

もちろんこの条例の施行に関し必要な事項は規則で定めるというふうにはなってますけどね、ちょっとこういう形で出すんであれば、そこがないのが果たして大丈夫なのかなと。

一番に私たちも見に行ったときに思ったのが、ある程度のスペースはあるんで、数年前までも、今ちょっと落ち着いてますけど、子供たちがあっこでたむろしているっていう、一時ありましたよね。あっこ冷暖房完備になるんですよね。あの中を占拠してとかいうふうにされたときに、インフォメーションセンターとしての機能がなくなってしまうんではないかなと、町にとって余り

よろしくないんじゃないかなと思うんですよ。そのときに後からするんではなくて、最低限そういうものをしておいたほうがいいんではないかなというふうに思ったんですよ。

後は、例えば、極端な話をしたら詐欺行為をするような人たちがね、あっこで商売を始められてね、後から撤去してくださいとかじゃなくて、もう既にそういうことができない状態を最低限ね、こう条例というのはわかる範囲でしておくべきじゃないかなと、少なくとも、今回同一のようなものが２個出てるんでね、前の条例と比べると余りにも中身が違うんでね、そこを皆さんは心配しているということ。まだできてないからね、稼動してないんで、稼動する前にせっかくであればそういうことをしておいたほうがいいんかなと思ったんで、その辺についてどうでしょうか。

○議長（若山　征洋君）　産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾　慎一君）　今回同様な条例を上程して、同じような内容でということでの内容でございます。

確かに、同様な形がよかったとは思いますが、先ほど質問で出たものにつきましては、規則でしっかりと定めていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（若山　征洋君）　ほかに。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山　征洋君）　質疑なしと認めます。

お諮りします。ただいま、議題となっております議案第３７号については、福祉産業建設委員会に付託したいと思います。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山　征洋君）　御異議なしと認めます。よって、議案第３７号吉富町インフォメーションセンターの設置及び管理に関する条例の制定については、福祉産業建設委員会に付託することに決定いたしました。

―――――――――――――・――――・――――――――――――

日程第４．議案第３８号　平成２９年度吉富町一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第５．議案第３９号　平成２９年度吉富町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第６．議案第４０号　平成２９年度吉富町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第７．議案第４１号　平成２９年度吉富町奨学金特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第８．議案第４２号　平成２９年度吉富町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定

について

日程第９．議案第４３号　平成２９年度吉富町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

○議長（若山　征洋君）　お諮りいたします。日程第４、議案第３８号から日程第９、議案第４３号までの６議案を一括議題にいたしたいと思います。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山　征洋君）　御異議なしと認めます。よって、日程第４、議案第３８号平成２９年度吉富町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第９、議案第４３号平成２９年度吉富町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてまでの６議案を一括議題にいたします。

代表監査委員に監査の報告を求めます。守口監査委員。

○監査委員（守口賢二郎君）　平成２９年度吉富町歳入歳出決算審査意見書。

地方自治法第２３３条第２項及び第２４１条第５項並びに地方公営企業法第３０条第２項の規定により、平成２９年度吉富町一般会計、特別会計及び水道事業会計の決算並びに基金の運用状況を示す書類を審査した結果、その意見は次のとおりであります。

１、審査対象、（１）平成２９年度吉富町一般会計歳入歳出決算及び関係帳簿、証書類。（２）平成２９年度吉富町国民健康保険特別会計歳入歳出決算及び関係帳簿、証書類。（３）平成２９年度吉富町奨学金特別会計歳入歳出決算及び関係帳簿、証書類。（４）平成２９年度吉富町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算及び関係帳簿、証書類。（５）平成２９年度吉富町水道事業会計剰余金の処分及び決算並びに関係帳簿、証書類。（６）平成２９年度吉富町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算及び関係帳簿、証書類。（７）定額資金運用基金の運用状況。

２、審査終了期日、平成３０年８月２７日。

各会計について、決算及び出納日計簿、収入簿並びに支出簿により出納書類を照査の上、慎重に審査した結果、決算は計数的に正確であり、財務執行は適正であると認定しました。

また、定額資金運用基金の運用状況について、運用の目的に従って適正かつ効率的に運用され、計数及び証憑書類、貯金証書ともに合致し、正確であることを認めました。平成３０年９月３日。吉富町監査委員太田文則、同守口賢二郎。

以上です。

○議長（若山　征洋君）　ありがとうございました。

次に、決算の概要について、会計管理者に説明を求めます。会計管理者。

○会計管理者（奥家　照彦君）　それでは、平成２９年度の決算につきまして、お手元の決算の概要により、順次各会計の要点を御説明いたします。

まず１ページをお願いいたします。平成２９年度会計別決算総括表です。これは一般会計及び

特別会計を総括したものです。

歳入決算額の合計は６２億５，６０１万８，８４６円、歳出決算額の合計は５８億８，００７万７６３円です。

２ページ及び３ページをお願いいたします。一般会計決算の概要から説明をいたします。

１、概要、（１）予算額、当初予算額３９億５，４００万円、補正予算額２億８，９１３万３，０００円、平成２８年度の繰越事業費繰越額４億８，５４３万３，０００円、予算現額は４７億２，８５６万６，０００円です。

（２）決算額、歳入額は４６億４６１万５，５９５円、歳出額４３億５，９８４万９，７８２円、歳入歳出差引残額は２億４，４７６万５，８１３円となり、この中から財政調整基金条例の規定に基づき１億１，０００万円決算積み立てしておりますので、平成３０年度への繰越額は１億３，４７６万５，８１３円です。

なお、その中には６月議会で報告いたしましたとおり、平成２９年度の繰越明許費等繰越額といたしまして、一般財源の合計額３，４５０万８，０００円が含まれております。

（３）は、最近５カ年度の決算額の状況です。

２、歳入（１）歳入の決算額、予算現額は４７億２，８５６万６，０００円、調定額４６億６，６２３万５，６２１円、収入済額４６億４６１万５，５９５円、不納欠損額３２６万９，８００円、収入未済額５，８３５万２２６円です。不納欠損額の内訳、収入未済額の内訳につきましては、備考に記載しているとおりでございます。

（２）は、歳入決算額の科目別内訳でございます。平成２９年度と２８年度を比較したものです。

３ページの３、歳出、（１）歳出の決算額では、予算現額４７億２，８５６万６，０００円、支出済額４３億５，９８４万９，７８２円、執行率は９２．２０％です。不用額１億６，２７９万４，２１８円、繰越明許費等２億５９２万２，０００円であり、詳細につきましては、（２）歳出決算額の科目別内訳といたしまして３ページから４ページにかけまして記載をしております。備考欄の不用額等の内訳につきましては、予算区分の目で１００万円以上の不用額及び繰越明許費事故繰越額を記載しております。

４ページをお願いいたします。（３）は歳出決算額の性質別内訳でございます。平成２９年度と２８年度を比較したものです。

５ページをお願いいたします。４、町民の負担状況です。これも平成２９年度と２８年度を比較したものでございまして、平成２９年度歳入総額に対する町民負担の割合は１１．６８％となっております。

続きまして、５、町債の現在高です。前年度末現在高合計が２５億１４９万８，０００円で、

本年度中の増減では、普通債のうち公営住宅、庁舎増改築等の起債が増えております。起債額合計１０億３，０４７万９，０００円、償還額は２億４，６１６万２，０００円で、２９年度末町債の現在高は３２億８，５８１万５，０００円となっております。

６ページをお願いいたします。６、町有財産の状況です。町有財産の状況につきましては、別途一般会計歳入歳出決算書にも１０６ページから１０９ページにおきまして記載をしておりますが、説明はこの決算の概要により続けさせていただきます。

まず、土地についてですが、平成２９年度中に３，２９４平方メートル増加しております。内訳といたしまして、行政財産で吉富保育園駐車場用地取得が１，１１３平方メートルあります。普通財産で田辺三菱製薬株式会社様からの寄附採納が２，１８８平方メートル、旧消防防災用倉庫書庫跡地では、現況に即して隣接する民地の所有者の方へ一部売却したことから、マイナス７平方メートル、差し引きで、普通財産は２，１８１平方メートルの増となりますので、年度中の増減は３，２９４平方メートルの増となっております。

続きまして、建物につきましては、平成２９年度中に３，７０６平方メートル増加しております。その内訳は行政財産非木造で役場庁舎の増築が６５３平方メートル、町営別府団地建設が３，０５３平方メートルとなっておりますので、合わせまして３，７０６平方メートルの増となります。普通財産での建物については増減はございません。

次に、車両につきましては、１台増の２７台です。一般会計に属する基金の年度中の増減は５，３７０万５，０００円の減となっております。その内訳としましては、増加の部で財政調整基金１億２，０００万円、公共下水道事業費基金１億２，０００万円、地域福祉基金５０万２，０５６円、ふるさと吉富まちづくり応援基金１５５万５，０００円、利息は２６８万６５２円です。

減少の部では、財政調整基金１億５，４５８万４，０００円、人材育成基金７７５万１，３２０円、公共下水道事業基金１億３，６１１万２，０００円の基金の取崩しとなっております。

備考欄には、平成３０年３月３１日現在の各基金の金額を記載をしております。

次に、権利です。権利の６，１１０万円の増は、京築地区水道企業団、吉富町水道事業会計の出資金であります。債権の増減はありません。

７は一部事務組合の財産の状況を示しております。

続きまして、７ページ、８ページは、歳入歳出決算の科目別の割合を円グラフで示したものでございます。

９ページをお願いいたします。ここからは、国民健康保険特別会計決算の概要です。

１、概要。（１）予算額。当初予算額は１０億３，０６０万４，０００円。補正予算額、減額の６，７２０万９，０００円。予算現額９億６，３３９万５，０００円です。

（２）、決算額。歳入額は９億９，２７６万７，８２３円。歳出額、８億９，０１２万９３１円。歳入歳出差引残額１億２６４万６，８９２円でこの中から、保険給付費支払準備基金条例の規定に基づきまして、３，０００万円決算積立しておりますので、平成３０年度への繰越額は７，２６４万６，８９２円となります。

（３）は、最近３ヵ年度の決算額の状況でございます。

２、歳入。（１）歳入の決算額。予算現額は９億６，３３９万５，０００円。調定額は１０億２，６１９万７，０４５円。収入済額は９億９，２７６万７，８２３円。不納欠損額は３０５万６，０６７円。収入未済額は３，０３７万３，１５５円です。

（２）歳入決算額の科目別内訳は、平成２９年度と２８年度を比較したものでございます。

１０ページをお願いいたします。

３、歳出。（１）歳出の決算額。予算現額は９億６，３３９万５，０００円。支出済額８億９，０１２万９３１円。執行率は９２．３９％です。不用額は７，３２７万４，０６９円で、その内訳は、備考に記載しているとおりでございます。

（２）歳出決算額の科目別内訳は、平成２９年度と２８年度を比較したものでございます。

４、被保険者の負担状況です。これも平成２９年度と２８年度を比較したもので、平成２９年度歳入総額に対する被保険者負担の割合は、１２．２２％となっております。

５、基金。保険給付費支払準備基金は、５，０００万円の決算積立と利息の合計、５，００２万７，６０６円の増となりますので、平成２９年度末現在高は、１億９万２，８４０円です。高額療養資金貸付基金では、平成２９年度中は貸し付けをしておりませんので、年度末現在高は、原資額の３５０万円でございます。

６、債権はありません。

１１ページをお願いいたします。

奨学金特別会計決算の概要でございます。

１、予算額。当初予算額は２，５０１万１，０００円。補正予算額、減額の３２４万６，０００円。予算現額２，１７６万５，０００円です。

２、決算額。歳入額は２，１７６万３，７４９円。歳出額１，６６４万７，７７４円。歳入歳出差引残額５１１万５，９７５円で、この金額が平成３０年度への繰越額となります。

３、歳入の決算額と４、歳出の決算額は、科目別の決算額を記載しております。

歳入の決算額では、歳入現額に対する収入済額を、歳出の決算額では、予算現額に対する支出済額と不用額を記載をしております。

５、基金。奨学金基金といたしまして、新規５００万円と利息１万６５４円の、合わせまして、５０１万６５４円を積み立てておりますので、平成２９年度末現在高は、５，２０３万３，６５０円

となっております。

１２ページをお願いいたします。

公共下水道事業特別会計決算の概要です。

１、予算額。当初予算額は６億７，１１７万２，０００円。補正予算額、減額の２，７６１万３，０００円。繰越事業費、繰越額６，１１０万円で、予算現額は７億４６５万９，０００円です。

２、決算額。歳入額は５億３，５７６万２，１４５円。歳出額は５億１，４８３万４，６７９円。歳入歳出差引残額は２，０９２万７，４６６円で、これを平成３０年度に繰り越しをいたしますが、その内８１０万円は、繰越明許費繰越額でございます。

３、歳入の決算額、４、歳出の決算額は、科目別の決算額を記載しております。

歳入の決算額では、予算現額に対する収入済額と差引増減を。歳出の決算額では、予算現額に対する支出済額と不用額及び繰越明許費を記載をしております。

５、町債の現在高。下水道事業債としまして、前年度末現在高が２２億７５３万９，０００円。平成２９年度中の起債額が２億３，８００万円。償還額が８，４３８万２，０００円でありますので、平成２９年度末地方債の現在高は、２３億６，１１５万８，０００円となります。

１３ページをお願いいたします。

後期高齢者医療特別会計決算の概要でございます。

１、予算額。当初予算額は１億３２４万２，０００円。補正予算額は減額の４７万８，０００円。予算現額１億２７６万４，０００円です。

２、決算額。歳入額は１億１１０万９，５３４円。歳出額９，８６１万７，５９７円。歳入歳出差引残額２４９万１，９３７円で、これを平成３０年度へ繰り越します。

３、歳入の決算額、４、歳出の決算額は、科目別の決算額を記載しております。

歳入の決算額では、予算減額に対する収入済額と差引増減額を。歳出の決算額では、予算減額に対する支出済額と不用額を記載をしております。

以上で、説明を終わります。

○議長（若山　征洋君）　会計管理者の説明が終わりました。

引き続き、水道事業会計の決算の概要について、担当課長の説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（和才　　薫君）　それでは、引き続きまして、平成２９年度吉富町水道事業決算の概要について御説明いたします。

１４ページをお願いいたします。

１、収益的収入及び支出で、まず、収入は、予算現額１億４，０７５万円です。支出の予算現額は補正額を合わせ、１億３，０５８万１，０００円です。これに対し、決算額は、収入１億６，３２７万２，５８５円。支出は１億１，５７３万６，０７１円で、収入支出差引残額は

４，７５３万６，５１４円となっています。

次に、２、資本的収入及び支出です。まず、収入は補正額、繰越額を合わせ、予算現額４億３８９万４，０００円です。補正予算にて、３，７３８万４，０００円の減額補正を行っております。これは主に下水道工事に伴う排水管敷設替工事の入札執行残に係る起債及び下水道特別会計からの補償費負担の減額によるものでございます。

続きまして、支出は補正額、繰越額を合わせ、予算現額４億６，８９９万８，０００円です。こちらも補正予算にて、５，８５０万４，０００円の減額補正を行っております。こちらも主に下水道工事に伴う排水管敷設替工事の入札執行残の減額によるものでございます。

これに対しまして、決算額は収入３億８，２０６万１，３６０円、支出４億３，６３４万５，４７３円で、収入支出差引残額はマイナスの５，４２８万４，１１３円となっています。

資本的収入額が資本的支出額に不足する額５，４２８万４，１１３円は、過年度損金勘定留保資金３，２０１万３，６８７円、及び当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額２，２２７万４２０円にて補填をいたしました。

次に、３、契約の要旨については、以下に記載のとおり７件の契約を行っております。

次に、４、業務についてです。対前年度と比較をしており、以下の記載のとおりでございます。

概要を説明いたしますと、３行目ですが、年間の排水量は６３万３，８７３トンと前年度より２万４３５トンの減となっておりますが、５行目の年間給水量は６０万４，５６２トンと逆に６，２９８トンの増加となっており、このことによりその下の有水率につきましては９５．３８％で昨年度より３．９５％上回っております。

次に、５の起債及び一時借入金の概要です。これは主に幸子浄水場建設及び配水池築造工事に伴う前年度末残高２億６，８９４万８，２９９円に本年度借入高２億３，０７０万円を加え、本年度償還額２，４５３万３，３９７円を差し引き、本年度末残高は４億７，５１１万４，９０２円です。

一時借入金についてはございませんでした。

次に、６、平成２９年度の水道事業会計固定資産の明細についてです。

固定資産の年度当初現在高１６億１３８万７，９４４円で当年度増加額３億８，１３２万２，２９３円、減少額７４８万３２３円で年度末現在高は１９億７，５２２万９，９１４円となっております。当年度減価償却増加分は２，５３０万６７４円、減少額７１０万６，３０７円で減価償却累計額総計８億３，２２５万２，９０５円で、年度末償還未済額１１億４，２９７万７，００９円となっております。

以上で、説明を終わります。

○議員（１番　中家　章智君）　暫時休憩したいと思います。再開は１１時１０分からといたします。

午前11時00分休憩

……

午前11時10分再開

○議長（若山　征洋君）　休憩前に引き続き再開いたします。

引き続き、議案第３８号平成２９年度吉富町一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっています議案第３８号平成２９年度吉富町一般会計歳入歳出決算の認定については、本日の質疑を省略し、決算特別委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山　征洋君）　御異議なしと認めます。よって、議案第３８号平成２９年度吉富町一般会計歳入歳出決算の認定については、本日の質疑を省略し、決算特別委員会に付託することに決しました。

次に、議案第３９号平成２９年度吉富町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、ページを追って質疑を行います。

それでは、決算書１ページをお開きください。いいですか。１ページ。山本議員。

○議員（２番　山本　定生君）　国民健康保険特別会計歳入歳出決算書についてお聞きいたします。

きょうも先ほど差しかえの文章が入っておりましたが、こちの分は問題はないでしょうか、中身について。一言お聞きいたします。

○議長（若山　征洋君）　健康福祉課長、どうぞ。

○健康福祉課長（石丸　貴之君）　国民健康保険の決算につきましては訂正はございません。

以上でございます。

○議長（若山　征洋君）　２ページ、３ページ、４ページ、５ページ。岸本議員。

○議員（８番　岸本加代子君）　基金に３，０００万円繰り入れられております。先ほど概要の説明の中で、規定に基づきということだったんですけど、どのような規定になっているのでしょうか。

○議長（若山　征洋君）　健康福祉課長。

○健康福祉課長（石丸　貴之君）　お答えいたします。

今回繰り越しが１億円程度ありましたが、その４分の３以上を繰り越し基金として繰り入れることができるということで３，０００万円の繰り入れをいたしております。

以上でございます。

○議長（若山　征洋君）　続きまして、事項別明細書１ページをお開きください。歳入１ページ。

岸本議員。

○議員（８番　岸本加代子君）　１目一般被保険者国民健康保険税に関して、まずこれが何世帯で何人か、そしてその数は増減というか、昨年度に比べてどうなっているでしょうか。あわせて、ちょっと全部いいですかね。収入済額に関して、この中で滞納処分があるのかないのか、あればどの程度なのかお願いします。そして、不納欠損額に関しては、その内容の内訳をお願いいたします。さらに収入未済額についても何世帯なのかお願いいたします。

○議長（若山　征洋君）　税務課長。

○税務課長（小原　弘光君）　お答えします。

まず、確認ですけど、一般被保険者国民保険のほうの世帯ということでよろしいですね。年度平均９３３世帯です。昨年度よりも１８減っております。同じく年度平均被保険者数でありますが、１，５４８人であります。昨年度よりも７０減っております。

続きまして、収入済額におきまして、滞納処分の内容でありますが、国民健康保険税に関しましては、滞納差し押さえ件数が１５であります。配当のほうですね、配当につきましては１３件であります。件数だけでよろしい。（「はい」と呼ぶ者あり）

続きまして、不納欠損の内容であります。２９年度不納欠損は全部で件数３７件、これ７件というのは１年度を１件とカウントして３７件という件数であります。金額につきましては、そこに記載してますとおり３０５万６，０６７円であります。

続きまして、収入未済の額の世帯ですけど、一般被保険者国民保険税ということでくくりますと、世帯数は１７０世帯であります。

以上であります。

○議長（若山　征洋君）　岸本議員。

○議員（８番　岸本加代子君）　不納欠損に関して３７件ということでしたけど、その理由というか、いろいろあると思うんですけど、その内訳をお願いいたします。

○議長（若山　征洋君）　税務課長。

○税務課長（小原　弘光君）　大きく執行停止によるものが１１件で、時効によるものが２６件、今回国民健康保険税に限りましては、相続に不存在による理由というのはありません。

以上であります。

○議長（若山　征洋君）　山本議員。

○議員（２番　山本　定生君）　ちょっと今同僚、世帯がね、こうずっと数を聞いてくれたんですが、その中で差し押さえが１５件というふうに言われていたんですけど、ちなみに差し押さえというのは、どのような形のときに差し押さえをするのか、したのか、差し押さえたのはどのようなものを差し押さえたのかちょっと教えてください。

○議長（若山　征洋君）　税務課長。

○税務課長（小原　弘光君）　まず、差し押さえなんですけど、これは一般的な話になるんですけど、まず滞納がありましたら、私たちは納税相談という形で滞納者をお呼びしまして、現状について話し合います。一般的には、その中で分納誓約という形をとりまして、滞納税に対して分納して、毎月の分納をお願いすると約束して、実行していただくという形になっております。

ところが、その相談に応じない方、または誓約をするんですけどそれを守らない方、ある一定の期間、そういう方につきましては財産の調査をしまして差し押さえを行うようになります。

その結果、今年度１５件でありますけど、預金のほうの差し押さえが６件、国税還付金が３件、旧の差し押さえが２件、その他債権ということで１件、動産の差し押さえ、捜索によるものですね、これは２件、あと交付要求ですね、これが１件ということで計１５件であります。

以上であります。

○議長（若山　征洋君）　山本議員。

○議員（２番　山本　定生君）　今相談に応じないというか、まず最初に滞納者があったら役場に来ていただいて相談をするという、話し合いするということでしょうね。いろいろ状況を聞くんでしょう。これっていうのはどうなるんですかね、町の中で何かそういう条例みたいなものに基づいて例えば税務課が行うのか、例えば総務が行うのかとか、何かそういうのはあるのですか。とか、住民課が一緒に入って話し合うとか。というのがね、例えば町営住宅とかありますよね、あと民間のアパートもあります。そういうものも一緒に話し合いにしないと税だけで考えると、例えば町営住宅の場合は税務課ではないですよね。住民課――住民課じゃねえや、健康福祉課か、になりますよね。そういうふうに税だけではなくて、特に今個人情報、すごく厳しい時代ですから、よく言われるのが過労死で個人の情報を共有できないとかよくお聞きしますよね。そういった意味で、例えば税務課がこの方を呼ぶときに、例えばほかの部署とも連携ができるのかなというのがちょっと気になったんで、その場合はどうなるんでしょうか、教えてください。

○議長（若山　征洋君）　税務課長。

○税務課長（小原　弘光君）　私税務課担当者として回答しますと、実際過去にやったことはあります。しかし、なかなか表現がちょっとあれなんですけど、取り合いになるし、今さっき言われますとおり、職務上知り得た情報というのはなかなかほかの部署の方に言うちゅうのも、無意識のうちにやってるんですけど、そこを滞納者から言われたときにはちょっと、何で一遍にこういう面接をするのと言われたときに、さっきの理由で面食らうことがあるので、やはりちょっと今の時代難しいのかなという気はしております。

以上です。

○議長（若山　征洋君）　２ページ。岸本議員。

○議員（８番　岸本加代子君）　２目で同じように退職被保険者等国民健康保険税に関連して、この被保険者数の世帯数と人数、増減をお願いします。

○議長（若山　征洋君）　税務課長。

○税務課長（小原　弘光君）　まず、平均世帯数でありますが１６件であります。１６世帯であります。昨年度５６件に対してマイナスの４０世帯であります。

続きまして、平均の被保険者数は３５人であります。昨年度７５に対して４０人の減ということになっております。

以上です。

○議長（若山　征洋君）　３ページ、４ページ。（「３ページでお願いします」と呼ぶ者あり）３ページ、山本議員。

○議員（２番　山本　定生君）　手数料の欄でね、使用料手数料で督促手数料、これちょっと件数を教えてください。

○税務課長（小原　弘光君）　１件１００円でありますので、１，０９２件であります。

以上です。

○議長（若山　征洋君）　４ページ、５ページ、６ページ、７ページ。岸本議員。

○議員（８番　岸本加代子君）　２目の福岡県国民健康保険制度関係業務準備事業費補助金、この６８５万円、これは何に使われたのでしょうか。

○議長（若山　征洋君）　健康福祉課長。

○健康福祉課長（石丸　貴之君）　この件につきましては、済いません、きょう手元に資料を持ってきてございませんので、また委員会等で説明をしたいと思いますが、よろしいでしょうか。（「でも保険は違う、委員会じゃない」と呼ぶ者あり）そしたら、ちょっと済いません、また休憩時間等を利用しまして、調べて御報告したいと思います。どうも済いません、失礼します。

○議長（若山　征洋君）　岸本議員。

○議員（８番　岸本加代子君）　後で教えていただけるということなんですけど、私の認識では、この補助金を使ってよその自治体では保険税の引き下げをやったところもあったかと思います。本町ではそういう検討をなされたのかどうか、そのこともお願いいたします。

○議長（若山　征洋君）　健康福祉課長。

○健康福祉課長（石丸　貴之君）　はい、あわせてそれも調べて御報告したいと思います。済いません。

○議長（若山　征洋君）　８ページ、９ページ。（「８ページで済いません」と呼ぶ者あり）８ページ、山本議員。

○議員（２番　山本　定生君）　９款の繰入金の中で、基金繰入金が２，２００万から結局補正で

２，２００を下げて、結局使わなかったということなんですが、この何か理由というのは、大きな理由はあるんでしょうか。

○議長（若山　征洋君）　健康福祉課長。

○健康福祉課長（石丸　貴之君）　今年度は支出のほうが去年に比べて減ったので、療養費の支払いが出なかったということで、今年度は使う必要がなかったということで減額補正しております。

以上です。

○議長（若山　征洋君）　９ページ、１０ページ、１１ページ、１２ページまで。

歳入全般について（「１２ページでお願いします」と呼ぶ者あり）山本議員。

○議員（２番　山本　定生君）　１２ページで最終的に雑入というのが上がっている、諸収入の中でね。これ５万３，０００円で、当初予算が。補正額がマイナス１，０００円、最終的に調定はなしとなっているんですが、これちょっと説明お願いできます。

○議長（若山　征洋君）　健康福祉課長。

○健康福祉課長（石丸　貴之君）　済いません、この点についてもちょっと手元に資料がございませんので、後ほど御報告させていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（若山　征洋君）　是石議員。

○議員（７番　是石　利彦君）　ちょっと前ページで、１１ページになるんですが戻ります。（発言する者あり）１目の一般被保険者第三者納付金というのがありますね。これは何件でしょうか。収入済額２８万円幾らとありますが、お願いします。

○議長（若山　征洋君）　健康福祉課長。

○健康福祉課長（石丸　貴之君）　この件につきましては１件と分納１２件の合計１３件になっております。１件につきましては交通事故、分納の１２件につきましては、交通事故以外の第三者行為によるものとなっております。

以上です。

○議長（若山　征洋君）　ほかにないですね。１２ページまで。

歳入全般について御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山　征洋君）　次に、歳出に移ります。歳出の１３ページ。是石議員。

○議員（７番　是石　利彦君）　１３ページです。役務費、通信運搬費とありますが、それから委託料、この説明をお願いします。

○議長（若山　征洋君）　健康福祉課長。

○健康福祉課長（石丸　貴之君）　役務費につきましては、これは切手、通信運搬ということで切手代になっております。第三者行為委託料につきましては、先ほど説明いたしました分で、手数

料として国保連合会に支払う金額となっております。

電算ソフト保守委託料につきましては、ＢＣＣという業者に払うものでありまして、電算システム改修８３１万６，０００円につきましても今年度、平成２９年度に改修した分の費用として電算会社のほうに支払った費用となっております。

以上です。

○議長（若山　征洋君）　１４ページ、１５ページ。岸本議員。

○議員（８番　岸本加代子君）　運営協議会というのがあるんですけど、これは何回開かれたんでしょうか。これどんな内容のものなのでしょうか。

○議長（若山　征洋君）　健康福祉課長。

○健康福祉課長（石丸　貴之君）　これにつきましては、委員６名で年２回開いております。国保の情勢等につきましての話し合いを広域２名、それと被保険者２名と保健師さん、町の保健師さん２名の計６名で年２回で、１名の方が欠席されていますので１１回分、１回３，０００円でありますので、１１回分の３万３，０００円の支払いとなっております。

以上です。（「１１人」と呼ぶ者あり）６名を２回で１名欠席ということで延べ１１人分です。

○議長（若山　征洋君）　是石議員。

○議員（７番　是石　利彦君）　この運営協議会というものは、どういうことをしたのでしょうか、年に２回といいましたが、どういう協議をしたんでしょうか、済いません。

○議長（若山　征洋君）　健康福祉課長。

○健康福祉課長（石丸　貴之君）　主な内容といたしましては、税率の改正等をこの会議でお諮りして話し合い、協議するようになっております。

以上です。

○議長（若山　征洋君）　山本議員。

○議員（２番　山本　定生君）　運営協議会というのはそういうことを行うので、年２回やられているということだったのですが、県に今度移行されましたよね。移行されたのか、されたよね。年２回と言われていたんですけど、これやっぱり県に移行するときで回数というのは変わらんまんまずっと結果今もきているんですか。

というのがね、大体年に２回やっているという話だったんですけど、これ県に移行があるんで、もうちょっと話し合いを何回も多くしたとか、もしくは会議の内容はちょっと長くなった、濃くなったとか何かそういう実績みたいなものはあるんです。それはこっちではしてないんですか。そこの確認をさせてください。

○議長（若山　征洋君）　健康福祉課長。

○健康福祉課長（石丸　貴之君）　平成３０年度から県に移行ということになっておりますが、こ

の件につきましての話し合いの時間を増やしたとか、回数を増やしたというふうなことは私のほうでは聞いておりません。

以上です。

○議長（若山　征洋君）　１６ページ、１７ページ、１８ページ、１９ページ（「１８ページ」と呼ぶ者あり）山本議員。

○議員（２番　山本　定生君）　１８ページで出産育児一時金、これ８４万円残額出ているんですが、不用額がね。これ多分２名分かなとは思うんですが、一応ちょっと何人支出で何人余ったのか教えてください。

○議長（若山　征洋君）　健康福祉課長。

○健康福祉課長（石丸　貴之君）　お答えいたします。

２１０万円ということで、本年度５名の方が該当しております。先ほど議員がおっしゃられたとおり８４万円ということで、２名分が今年度は不要だったということでこういうふうな結果になっております。

以上です。

○議長（若山　征洋君）　１９ページ、２０ページ、２１ページ、２２ページ、２３ページ。岸本議員。

○議員（８番　岸本加代子君）　一番上の特定健康診査委託料に関連して、特定健診の受診率どのぐらいでしょうか。受診率の推移というものはどんなふうになっているでしょうか。

○議長（若山　征洋君）　健康福祉課長。

○健康福祉課長（石丸　貴之君）　お答えいたします。

特定健診の受診率につきましては、平成２９年度は４３％、県内順位は１１位で、平成２８年度におきましては４３．３％と県内順位が９位となっておりますので、受診率は若干の減少傾向にあるとは思われます。それでも県下のほうでは高い受診率というふうにはなっております。

以上です。

○議長（若山　征洋君）　是石議員。はい。

○議員（７番　是石　利彦君）　２０ページ。（「戻るんかい」と呼ぶ者あり）

○議長（若山　征洋君）　ちゃんと考案日があるから、何ページの何を質問しようちゅうことを考えとってしてくださいね。

○議員（７番　是石　利彦君）　考えてた。メモをしよったもんで。

○議長（若山　征洋君）　じゃ、しょうがない。どうぞ。

○議員（７番　是石　利彦君）　２０ページですね。老人保健拠出金のところで、老人保健事務費拠出金３，０００円ですか。これたしか介護保険に移行してありますよね。だから、これはない

んだろうと思うんですが、これはいまだに３，０００円予算ついております。しかも不用額が１，１３８円とありますが、これをちょっと説明をお願いします。

○議長（若山　征洋君）　健康福祉課長。

○健康福祉課長（石丸　貴之君）　お答えいたします。

先ほど議員のおっしゃられたとおり、老人保健法に基づく老人保健制度は現在は廃止をされておりますが、経過措置としていろいろな第三者行為、医療機関等で訴訟に係るレセプトの返還等の制度的にはまだこういう制度が続いております、過去のやつがですね。それに対する町の若干分を事務費として国保連合会に拠出をしている分でございまして、もう期間としては終わっているのではないかというふうな質問を前任の課長の時代からしておりますが、まだしばらくの間は、この予算を措置してほしいということで連合会の報告から予算計上してくださいとの回答がある以上、若干の額の予算を計上させて、支出が伴うということになっております。

以上です。

○議長（若山　征洋君）　いいですか。２４ページ。山本議員。

○議員（２番　山本　定生君）　２４ページ、諸支出金でね、償還金が５００万円から現計が３８３万円か、不用額が３７８万１，６５２円というふうに出ているんですが、これはどうなの、まだ未返還ちゅう形になるん、これが残ってるということなのかな、ちょっとこの説明をお願いできます。

○議長（若山　征洋君）　健康福祉課長。

○健康福祉課長（石丸　貴之君）　この額につきましては、２，７００万円で確定したということで、この分は不要ということで、当初余分に予算を計上させていただいて、確定したので不用額ということで、これはもうこの分が不要ということになっております。

以上です。

○議長（若山　征洋君）　是石議員。

○議員（７番　是石　利彦君）　今支出済額のところで、確定したからと言いましたが、確定するのは大体いつごろなんですか。だから、その時点で補正しないのは何か理由があるんでしょうか。

○議長（若山　征洋君）　健康福祉課長。

○健康福祉課長（石丸　貴之君）　多分、去年のことでちょっと詳しくはわからないんですが、３月補正でぎりぎり間に合わなく、確定するのがその年、その年でどうも違うというふうなことも聞いておりますので、今回はこのような結果になったんではないかと思われます。

以上です。（「確認してください」と呼ぶ者あり）確認をして、報告させていただきたいと思います。

○議長（若山　征洋君）　２５ページ。山本議員。

○議員（２番　山本　定生君）　予備費とか最終的に不用額という形でずっと上がっているんですが、今の話とちょっと連動してしまうんでしょうけど、これって３月の補正で落としておく必要はなかったんですかね。こういうずっと不要、不要、不要というのが最後まで上がるというのは、これは財政上正しい行為なのかなと思うんです。それはどうなんでしょう。これ例えば財政課長、町の一般会計として考えたときに、こういうような不用額が出るというのは正しい財政のあり方なんでしょうか。ちょっとその辺もあわせてお聞きします。

○議長（若山　征洋君）　健康福祉課長。

○健康福祉課長（石丸　貴之君）　この件につきましては、療養給付費が、最後のやつがまだ確定してませんので、それが大きな金額が急に来たときに予算が足りんということは考えられませんので、３月議会での減額というのは厳しいものがあるというふうに考えております。

以上です。

○議長（若山　征洋君）　企画財政課長。

○企画財政課長（奥田　健一君）　町の全般のことについてでございますが、不用額が大きいのは途中のところで補正をかけるべきではないかというようなことの質問だったと思いますが、確かに事業を行っていく上で不用額が発生した。タイミングが重要であろうかと思っております。年度途中の例えば９月、１２月等で補正がかけられる、確定するようなことがあればこの不用額としてその分は落とすということは十分考えられるわけでございますが、なかなか年度、年度末にぎりぎりまでそこの部分が確定しないというような事業は多くございます。そういった場合は３月の補正等は間に合いませんので、こういった不用額が発生するということは、財政上いたし方ない点もあろうかというところでお考えいただければと思います。

以上でございます。

○議長（若山　征洋君）　歳出全般について御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山　征洋君）　以上、歳入歳出全般について御質疑はありませんか。岸本議員。

○議員（８番　岸本加代子君）　幾つかあるんですけれども、全般にかかわることなので、今お尋ねしたいと思います。

保険給付費が今年度５，０００万円ほどたしか不用額が出ていたかと思います。先ほどの決算の概要の説明の中で、その保険給付費が前年度に比べると、これまたかなり下がっております。この原因についてどのようにお考えなのかというのが一つです。それまず一つお願いします。

○議長（若山　征洋君）　健康福祉課長。

○健康福祉課長（石丸　貴之君）　今年度保険給付費が下がりましたのは、平成２８年度が県下１位という一番高いやつだったんですが、今年度は特定健診保健指導の実施やジェネリック医薬

品への切りかえの取り組みによって今年度は医療費がかなり下がっております。ちなみに平成２８年度は５億１，９００万円となっておりますので、その分５，０００万円程度今年度は下がっておりますので、原因はそれでないかというふうに考えております。

以上です。

○議長（若山　征洋君）　岸本議員。

○議員（８番　岸本加代子君）　そういう努力の結果、保険給付費が下がったというのはとても喜ばしいことだというふうに思います。

ところが、この概要を見ますと、国民健康保険税のほうは、横ばいというか、ほとんど減ってないんですよね。それで、そういう黒字というか、黒字、給付費が下がったのならば、保険税のほうもやっぱり下がることを検討するべきじゃないかと思うんですね。来年度に関してその辺はどのようにお考えでしょうか。

○議長（若山　征洋君）　税務課長。

○税務課長（小原　弘光君）　もちろん今年度、平成３０年度のある時期の１２月とか１月のその段階での収支資料に基づいて改正する必要がある場合は改正は必要だと考えております。

○議長（若山　征洋君）　岸本議員、３回目よ。

○議員（８番　岸本加代子君）　これはちょっと別なんですけど、ちょっとどうしてもわからないので教えていただきたい。

やっぱり概要の基金のところなんですけども、年度中増減のというところに、これ５，０００万円ですかね、あるんですけど、これはこの決算書の中のどこに反映されているものなんでしょうか。

○議長（若山　征洋君）　健康福祉課長。

○健康福祉課長（石丸　貴之君）　予算上には年度中の繰り入れなんで、予算の歳入歳出の欄には出てこないようなことになっていると思います。（発言する者あり）ちょっとこれも済いません、詳しく調べてまた御報告したいと思います。失礼します。

○議長（若山　征洋君）　はい、わかった。じゃ、ちゃんと後で調べておいて、会計管理者。

○会計管理者（奥家　照彦君）　今のお答えをさせていただきます。

その５，０００万円は、結局今のこの決算書の中にはないですよねということでしたけど、これ２８年度で決算積み立てしているので、２８年度の決算書の中にその５，０００万円があります。それが今本年度、２８から２９のほうに来たと、そういうことでよろしいですかね。（「はい、わかりました」と呼ぶ者あり）お願いします。

○議長（若山　征洋君）　いいですか。次に、実質収支に関する調書２６ページ。

財産に関する調書２７ページ。

以上、決算書全般について御質疑はありませんか。山本議員。

○議員（２番　山本　定生君）　ちょっとお聞きしたいんですが、今年度、結局国保会計は１億円が余ったと、それから４分の３を繰り入れて３，０００万円は基金に持っていくというようなお話をお聞きしました。

例えば、この１億円というのは、うちのこの保険の中でかなりなウエートを占めるわけ。１割近いウエートを占めるわけですね。繰り入れの次残る金額というのは。保険税というのはたしか目的税ですから、これが余りプラスが出過ぎるというのは、余り好ましくないんではないかなと思うんですね。先ほど税務課長の話では、前年によってちょっと若干の差が出るからというふうな話をされてます。それで翌年、またこれを考慮したいと思いますと言われたんですが、さっき言われた協議会ね、さっき税率の話が出ていましたけど、この話は出ているんですか。例えば１億円出てますよとか。例えば、この１億円は次年度に関してどういう形になれば税率は下げることになる。例えば３年ね、ずっと利益というか、残額が３年間ずっと続くんであれば、保険税を下げる見直しをするとか、例えば５年間あったらとか、何かそういう基準というものはあるんですか。ちょっとその辺を教えてください。

○議長（若山　征洋君）　税務課長。

○税務課長（小原　弘光君）　明確な基準というのはないんですけど、先ほど言いますとおり、国保財政運営上、どうしても収支を見たときに、もうこれ以上例えば今の税率では赤字の状態になるとか、逆もあると思います。だから下げてくださいとか、そういう予算を担当している健康福祉課のほうからそういう相談があったときに、うちのほうとしても具体的に作業、改正の作業を始めるというふうになってる、これが今までの流れです。

どうしても前の年度の収支で翌年度の税率をはじくので、やはりさっき言いました歳入歳出差引額が１億円とか出たり、そういうことはどうしてもあります。その年に見込んだんだけど、その年の歳出で、主な歳出である給付費が極端に前年度より下がることもあるでしょうし、それは仕方ないことだと考えています。

じゃ、この歳入歳出、予算上の話になるんだと思いますけど、歳入歳出差し引き――国保というのはどうしても３、４ベースといいまして、４月のうちの会計年度よりも１カ月多くというのか（発言する者あり）はい。４月分もその前年度の支出で払わなければいけないのが、どうしても多く予算計上しなければいけないので、やはりどうしてもこういうふうに歳入歳出の留保財源みたいなのが出てきてしまう。それがもうどうしても仕方ない部分もあります。

○議長（若山　征洋君）　山本議員。

○議員（２番　山本　定生君）　ちょっと今の説明、わかったような、わからんような、たしか基金というのがそういうときのためにあるんじゃないかなと僕は思っていたんですけど、よく、う

ちの吉富町の一般会計で言うと、財調とかそういうものでやったりしますよね、よく。でね、さっき基金は使う必要がなかったから全額減額したという話でしたよね。予備費というのもあるわけですよね。それも丸々残ったわけですよね。でも、ふたをあけてみらなわからないから、これは財政上、こういう運営方針でいいというようなことを先ほど言っておりました、財政課長も。

しかしここ平成２７年度の決算概要あるんですが、ずっと国保会計っていうのは余っているわけですよね。さっき僕が聞いたように、３年ぐらい、５年ぐらい見ないとね、ある日突然下がったりすることもあるんでしょう、前回はＣ型肝炎の特効薬ができたために一気に保険代が上がったということもありましたから。でも、少なくとも、こういう５年もずっと出ているんであれば、さっき言った協議会とかでもそういう話し合いは行われたんですかということを聞いているんです。今下げるという話じゃなくて、これもう決算ですから、終わったんですから、次に反映する。先ほど税務課長が１２月にというふうに言われていましたが、そういうときに向けて今回の概要を見て、決算をしてね、その上でそういう保険税というのが、保険税というのは、これ目的税、先ほど言った目的税ですから、必要な費用を回収するだけでいいわけですから、ここで利益を発生させるというのはおかしい話なんですね。

通常の税金であれば余った分だけ違うことに持っていけますが、目的税ですから、ここが余るというのは、これは会計上ちょっとおかしい、住民サービスとしての原点とは違うんじゃないかなと僕は思うんで、そこについてちょっとお聞きしているのと、指摘並びに次年度に関して改善的なことができるのか、それをお聞きしているんです。

○議長（若山　征洋君）　税務課長。

○税務課長（小原　弘光君）　先ほどから説明してますとおり、国保というものは、どうしても３月補正の時点で大きな支出である療給とか療養費あたりがまだ何カ月分支払いが残ってます。ですから、どうしてもそれが支払えないということが一番困るわけですから、多目に見込むわけです。どうしてもその結果、アベレージ的な、横に２カ月とかアベレージ的な支出をしたときには余ります。それは翌年度に、基金に一部入れて翌年度に繰り越すという形になるんですけど、そこがもう何千万円とかいう単位で発生することは、今の内容で仕方ないんだろうと私は考えております。

そういう翌年度に繰り越さないで済むような税率で組んだ場合、足りなかったとき、じゃ、どうなるのかという話になります。（発言する者あり）はい。ですから、そこは考慮せずして、考慮しないところで収支を確認して税率をはじくということがやはり今のやり方では最善なのかなと考えております。

以上です。

○議長（若山　征洋君）　わかったかな。山本議員。

○議員（２番　山本　定生君）　これ委員会あるけえね、また委員会に行きましょう。

今言われているのはわかるんです。次の年に払うお金が必要だから繰り越すなちゅう話をしているんではなくて、基金に積む必要はあるんですかということ。結局３，０００万円は基金に乗せたということは余ったということになるやないですか、要は。少なくとも３，０００万円は町民から取る必要がなかったお金として考えてもいいんじゃないですかという。これ一般会計とは違うので、一般会計はこういうふうに後世に残していくのが大事なのですよ。でも、目的税ですから、ここにしかいらないものだから、ここにそんなに必要なものなのですかということ。それを、今度考慮してもらえませんか、翌年に反映するようなことができませんかということをお聞きしているのです。別に、悪いとかいいとかを言っているのじゃないのです。その辺だけ、確認は。

○議長（若山　征洋君）　税務課長。

○税務課長（小原　弘光君）　やはり、基金というのはある程度、大体１億円ぐらい常に持っておきたいという、昔から吉富町の国民健康保険では考えがありまして、基金を減らして、収支を図って、税率をはじくというのはちょっと厳しいかなというところです。基金が減っていく方向

（発言する者あり）

○議長（若山　征洋君）　座り込んだけど、どうする、昼から午後一番にきちんと答弁する。座り込んじゃいかんちゃ、立っちょったんじゃろ。答弁するか。はっきり。税務課長。

○税務課長（小原　弘光君）　平成３０年度の基金を確認してから、もう一度答弁します。

○議長（若山　征洋君）　それでいいな。岸本議員。

○議員（８番　岸本加代子君）　確かめなのですけど、県単位化になっていますよね、今、国保制度が。で、今議論されているような力学というか、システムみたいなものは、県単位化になっているのだけれども、そのうえでも機能していくわけですよね。大丈夫ですよね。

○議長（若山　征洋君）　健康福祉課長。

○健康福祉課長（石丸　貴之君）　県単位化につきましては、平成３０年度から、統一化というふうになっております。福岡県統一にもう入っております。今後、利用料等につきましては、県のほうも、県で、今現在、各市町村に任されておりますが、料金等につきましては、統一化を進めていきたいというふうな方向性にはなっております。ただし、それにつきましては、まだ猶予期間を設けて、たしか、平成３２年度をめどに、県で統一化をしたいというふうな方向性で、今進んでおりますが、それもまだ確定はしておりません。今後、そういったふうな話し合いがあるというふうになっております。

そして、たまたま吉富町につきましては、市が６市、町村から６町村の１２人のメンバー、それと県が２人ですかね、そのメンバーに入っておりますので、今後、そういったような会議があ

れば、情報のほうは提供していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（若山　征洋君）　岸本議員。

○議員（８番　岸本加代子君）　だから、例えばその保険給付費から黒字になったときに、税金を下げるとかいうようなことが、納付金としてきますよね、県から、支持というか。その納付金を国保税で賄っていくわけですよね。だから、今、課長が言われたように、今のところ、今までどおりのシステムというか、そういった給付費と国保税との関係というか、力学というか、それは可能だということですよね。でいいですか。

○議長（若山　征洋君）　健康福祉課長。

○健康福祉課長（石丸　貴之君）　県下統一するまでは、それが可能というふうに考えております。

以上です。

○議長（若山　征洋君）　暫時休憩いたします。再開は１３時からとします。

午後０時00分休憩

……

午後１時00分再開

○議長（若山　征洋君）　休憩前に引き続き再開をいたします。

議案に入る前に健康福祉課長より発言を求められましたので、それを許可いたします。健康福祉課長。

○健康福祉課長（石丸　貴之君）　先ほどの質問で６款県支出金の２項県補助金２目の福岡県国民健康保険制度会計事務準備事業費補助金についてですが、こちらのほうは６８５万円、この予算につきましては、県の広域化に伴う県との国保の所得や資格審査の情報交換用電算導入費ということで県のほうから予算としていただいております。

次に、１２ページ雑入につきましては、事務証明手数料立てかえ分納返還金と指定公費医療返還金で５万３，０００円当初予算で経常し、３月補正で１，０００円減額、５万２，０００円ということで予算計上しておりましたが、年度内に県のほうからの歳入がなかったということで、金額が０円、収入済額が０円というふうなことになっております。

最後に基金についてですが、基金は、先ほども言いましたように１億円程度基金を町としては持っておきたい町からの一般財源、町からの繰り入れ等をしていないので１億円程度の基金が必要で、本年度３，０００万円を積み立てさせていただいております。

なぜかというと、平成３０年度に基金繰り入れを２，７００万円当初予算で計上しておりますので、１億円程度やっぱり何らかのあった場合の緊急用ということで基金は１億円程度持っておきたいということで、本年度３，０００万円の積み立てをさせていただいております。

以上で説明を終わります。

○議長（若山　征洋君）　それでは、議案第４０号平成２９年度吉富町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、ページを追って質疑を行います。

それでは、決算書１ページをお開きください。１ページ。岸本議員。

○議員（８番　岸本加代子君）　一番上の収入未済額に関連してですけれども、普通徴収、この収入未済額が何世帯分なのかということと、それから、普通徴収の世帯は全体で何件ぐらいあるんでしょうか。

○議長（若山　征洋君）　健康福祉課長。

○健康福祉課長（石丸　貴之君）　普通徴収の世帯数につきましては、平成２９年度は２３２となっております。未済額１，８００円につきましては、１世帯のひと月分ということになっております。

以上です。

○議長（若山　征洋君）　２ページ、３ページ。

続きまして、事項別明細書１ページをお開きください。

歳入１ページ。岸本議員。

○議員（８番　岸本加代子君）　間違いということで訂正があったんですけれども、これそもそも何の間違いだったのか、そしてどういう経緯でわかったのかについて報告をお願いいたします。

○議長（若山　征洋君）　健康福祉課長。

○健康福祉課長（石丸　貴之君）　お答えいたします。

今回、訂正につきましては、会計課のほうから決算書の確認ということで資料をいただいて確認はしましたが、そのとき収入済額のみの確認をして、調定額のほうの確認が漏れていたということで、今回この異動につきましては年度途中で特徴、普徴の方が亡くなられた方、あるいは転入・転出等の異動があった分の異動をしてなかったということで、今回会計課のほうからの指摘もあり、ミスがわかって、今回調節したということで、議員の皆様には大変御迷惑をおかけしております。

以上です。

○議長（若山　征洋君）　次、２ページ、３ページ、４ページまで。

歳入全般について御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山　征洋君）　次に、歳出に入ります。移ります。歳出５ページ、６ページ、７ページまで。

歳出全般について御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山　征洋君）　以上、歳入歳出全般について御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山　征洋君）　次に、実質収支に関する調書、８ページ。

以上、決算書全般について御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山　征洋君）　質疑なしと認めます。

次に、議案第４１号平成２９年度吉富町奨学金特別会計歳入歳出決算の認定について、ページを追って質疑を行います。

決算書１ページをお開きください。１ページ、２ページ、３ページ。

続きまして、事項別明細書１ページをお開きください。歳入１ページ。山本議員。

○議員（２番　山本　定生君）　今回の決算でちょっとお聞きします。今年度の奨学金の人数、高、専門学校、大学の人数と収入未済額ないけえいいか。とりあえずそれをお願いします。

○議長（若山　征洋君）　教務課長。

○教務課長（瀬口　直美君）　お答えいたします。

２９年度の奨学金の、今歳入のページなんですが、返還金の人数ということでよろしいですかね。これにつきましては、大学生４２人、短大生が４人、専門学校生が６人、高校生が３人の合計５５名分ということでございます。ただし、今年度の２９年度の貸付金元金収入につきましては、一括返還が先ほどの５２人とは別に一括返還者が２名と繰り上げの一括償還者が１名がこの中には入っております。

以上です。

○議長（若山　征洋君）　山本議員。

○議員（２番　山本　定生君）　まずその人数を聞きたかったのと、もう一つ一番上の歳入のところを皆さんも見ていただきたいんですが、当初予算額から計、予算現額ね、予算現額が１８６８１０００という数字になっています。その横に今度行きまして、調定額が１８６８０９００、収入済額が１８６８０９００、これ普通に計算すると１００円という数字が出てくると思うんですが、その隣には不納欠損も収入未済額も入っておりません。この１００円はどこにあるのでしょうか、お聞きします。

○議長（若山　征洋君）　教務課長。

○教務課長（瀬口　直美君）　お答えいたします。

決算書につきましては、この事項別明細書は調定額、収入済額、今言われた不納欠損額と収入未済額を書く欄がございまして、調定額と収入済額の差額というような項目がございませんので、

そちらのほうが１００円が出てきていないということになろうかと思います。

以上です。

○議長（若山　征洋君）　次、２ページ、３ページ。

歳入全般について御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山　征洋君）　次に、歳出に移ります。歳出の４ページ。

歳出全般について御質疑はありませんか。山本議員。

○議員（２番　山本　定生君）　歳出全般でね、これは奨学金の場合は、人件費に相当する項目というのがもともとないんですが、それはどういうことになるのかちょっとお聞かせください。

○議長（若山　征洋君）　教務課長。

○教務課長（瀬口　直美君）　お答えいたします。

こちらの奨学金の特別会計というのは、奨学金の貸し付けについて会計を設けておりまして、人件費というところでの御質問は、奨学金の担当者が当然教育委員会におるわけですけれども、あくまで教育委員会の所管の事務ということで、教育委員会が事務、担当者が事務をしておりますので、それは一般会計の中で人件費としては措置をしております。

以上です。

○議長（若山　征洋君）　以上、歳入歳出全般について御質疑はありませんか。山本議員。

○議員（２番　山本　定生君）　今歳出の件で人件費のほうをお聞きしたんですが、今答弁では、所管事務のほう、所管課のほうが担当をするということになっておりますということでした。それをちょっとお聞きしたかったのはね、この特別会計に関して、責任の所在というのはどうなるんかなと思って、例えば通常であれば人件費相当とかいうものがあって、ある程度そこで事務が誰というのがわかって、予算上でわかるようになっているのですが、この奨学金というのは、そういうことではない、また以前からずっとこれですから、そういう形なんでしょう。ただ、それがどういうことなのかという抜本的なことがちょっとわかりづらいので、もしわかるんであれば、説明できるのであれば説明を願いたいと思います。

○議長（若山　征洋君）　教務課長。

○教務課長（瀬口　直美君）　お答えいたします。

今の責任の所在というところからすれば、先ほどの答弁とも重なりますが、教育委員会教務課の所管として事務を行っておりますので、教育委員会教務課が責任を持って事務を行うということで責任の所管は教育委員会にあるかというふうに認識しております。

以上です。

○議長（若山　征洋君）　次に、実質収支に関する調書５ページ。

財産に関する調書６ページ。

以上、決算書全般について御質疑はありませんか。山本議員。

○議員（２番　山本　定生君）　この奨学金ですね。吉富町の場合は貸付型の奨学金であり、返納を求めるもので、卒業してから、大学の場合４年間であれば、その倍かな、８年間をかけて返すとかいう、いろいろあると思うんですが、今吉富町の場合は、保証という項目ね、ちょっとその辺を教えてほしいんですが、保証者の数と、その保証者というのは例えば特定されるのか、特定されないのかとか、その辺、条件が今と昔と変わっているのか、変わる予定があるのか、その辺も含めて教えてください。

○議長（若山　征洋君）　教務課長。

○教務課長（瀬口　直美君）　お答えいたします。

奨学金の貸し付けの際に保証人ということで２名の保証人を立てていただいております。一般的に１名は保護者の方どちらかがなる場合が多いです。その２名については、同一世帯でない方ということは、こちらからはお願いをしております。保証人という考え方からいくと、同一世帯の方２名が保証されても、保証というところからは少しちょっと問題があるのかなということで、１名はそういう形。決して同一世帯でない方ということで、基本的には近隣の方、財産の状況とか、万が一ここで滞納等があった場合に、なかなか奨学金って難しい部分で、財産の調べとかもできない部分もありますので、近隣の方の同一世帯でない方を立てていただいて、その方々については固定資産税あるいは町県民税等の納付がある方ということで、公的な証明をつけて申請をしていただいております。

以上です。

○議長（若山　征洋君）　山本議員。

○議員（２番　山本　定生君）　私、委員会違うんでね、ちょっと細かいことを聞きます。全般としてね。もう一つ、最近の傾向でいいんですが、今回決算をした後でわかると思うんですが、奨学金の返還が苦しい方とか、相談に見える方の推移というか、そういうのはわかりますか。そのときの相談、午前中も税のほうでちょっとお話をしたんですが、そういった相談というのは、こちら奨学金の場合はやられているのか、その辺も含めてお聞きします。

○議長（若山　征洋君）　教務課長。

○教務課長（瀬口　直美君）　お答えいたします。

奨学金の返還について、奨学生、あるいはその家族等から特に相談等があったということは、私が教育委員会にいて５年になりますけれども、その事跡はございません。ただ、今年度少し納期がおくれた方がいらっしゃいまして、その方についても電話で連絡、あるいは督促をした際に、１カ月後には自分が支払いますということで、それが払えないので分納とかというような相談も、

そういう制度も説明はしますけれども、特に本人から、あるいは家族からの申し出は、保証人からの申し出はございません。

以上です。

○議長（若山　征洋君）　是石議員。

○議員（７番　是石　利彦君）　今のお話聞きよると、保証人２名と、前は御町内だけというようなことが、以前ありましたんですが、今は近隣でも構わないと。もっと遠くでもいいんでしょうか。

それともう一つ、その保証人になるための条件が何か書類を出してほしいというようなことがありましたんですが、例えばうちで言うと、債権管理条例というのがありまして、９条の中に、他機関の情報を共有しながら審議してもいいんだちゅうような、たしか内容が書いてあったと思うんですが、この場合も御町内の方だったらば、今税務課からの情報とか、そういうことで保証人さんを審議するという、これじゃなくてちょっとほかの人にどうぞとか、そういうことになるんでしょうか。お願いします。

○議長（若山　征洋君）　教務課長。

○教務課長（瀬口　直美君）　お答えいたします。

保証人の方につきましては、町内、豊前市、中津のたしか近郊ぐらいの方ということでお願いをしております。

先ほど申し上げたように、保証人になる方につきましては、町県民税の納付がある方、固定資産税の納付がある方ということで、それについてはたとえ町内の方でも関係機関からこちらが事務的にもらうのではなく、本人からそういう納付、固定資産税の納付証明、あるいは町県民税の納付の証明ということですね、所得証明等で確認をしてということで、本人からあくまで法的な書類を出していただいて、それで判断をしております。

以上です。

○議長（若山　征洋君）　是石議員。

○議員（７番　是石　利彦君）　では、先ほど私が債権管理条例云々というのがありましたが、そういうことはしないということでよろしいんですね。

○議長（若山　征洋君）　教務課長。

○教務課長（瀬口　直美君）　お答えいたします。

教育委員会が職権等でそういう調査、あるいはそういう情報をもらうことはございません。

以上です。

○議長（若山　征洋君）　ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山　征洋君）　質疑なしと認めます。

次に、議案第４２号平成２９年度吉富町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、ページを追って質疑を行います。

決算書１ページをお開きください。１ページ、２ページ、３ページ。

続きまして、事項別明細書１ページをお開きください。歳入１ページ、２ページ、３ページ、４ページまで。

歳入全般について、御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山　征洋君）　次に、歳出に移ります。歳出５ページ、６ページ、７ページ、８ページまで。

歳出全般について、御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山　征洋君）　以上、歳入歳出全般について、御質疑はありませんか。山本議員。

○議員（２番　山本　定生君）　ちょっと委員会で聞こうと思っていたけど、余りにも質問ないんで、今年度決算があったんで、世帯数と接続率か、ちょっとその辺を教えてください。

○議長（若山　征洋君）　上下水道課長。

○上下水道課長（和才　　薫君）　普及率についてだと思いますので、お答えいたします。

３月末現在におきまして、町内全戸数が２，９７８戸、供用開始戸数が１，５０４戸ということで、普及率につきましては５０．５％となっております。

以上です。

○議長（若山　征洋君）　次に、実質収支に関する調書９ページ。

以上、決算書全般について、御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山　征洋君）　質疑なしと認めます。

次に、議案第４３号平成２９年度吉富町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、ページを追って質疑を行います。

決算報告書１ページ、２ページをお開きください。

収益的収入及び支出の収入全般について、御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山　征洋君）　支出全般について、御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山　征洋君）　次に、３ページと４ページをお開きください。資本的収入及び支出の収

入全般について、御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山　征洋君）　支出全般について、御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山　征洋君）　次に５ページ、重要な会計方針に係る事項に関する注記。

次に、損益計算書の６ページ。剰余金計算書、７ページ、８ページ。同じく７ページ、剰余金処分計算書（案）。

次に、貸借対照表、９ページ、資産の部、１０ページ負債の部まで。

以上、決算書全般について御質疑はありませんか。岸本議員。

○議員（８番　岸本加代子君）　先ほど決算の概要の説明の中で、有収率が上がったという報告があったんですけど、どういうことが考えられるでしょうか。

○議長（若山　征洋君）　上下水道課長。

○上下水道課長（和才　　薫君）　お答えいたします。

有収率につきましては、昨年度は若干低かったんですが、例年は９５％台を推移しているような状況でございます。

本年度につきましては、例年に戻ったという状況ではございます。昨年度、２８年度につきましては、広津上地区におきまして、水路の横で長期間にわたっての漏水事故がございました。その関係で昨年度が有収率が落ちたということで、今年度は例年並みに戻ってきたということで、原因につきましては、大きくは漏水が解消されたということ、それと今現在下水道工事に伴いまして排水管の布設がえ工事を随時行っております。そちらにつきましても町内の約５０％を超えるところが布設がえが行えてきたということで、布設がえの進展と漏水事故がなかったということが原因だと考えております。

以上です。

○議長（若山　征洋君）　是石議員。

○議員（７番　是石　利彦君）　ちょっとお尋ねします。以前はアスベスト管というんですかね、そういうのは布設されてましたんで、もうかえるちゅうことは以前から聞いたと思うんですが、今はもう、今かえとるやつはもう全部ないんでしょうか。その辺をお願いします。

○議長（若山　征洋君）　上下水道課長。

○上下水道課長（和才　　薫君）　今現在は下水道等に伴う布設がえで、町内にそういったアスベストを使った管はございません。

以上です。

○議長（若山　征洋君）　横川議員。

○議員（５番　横川　清一君）　２９年度決算ということで、今配水池がほぼ完成されたように思いますが、この決算ベースでのでき方と、また今後の工程などがわかりましたら教えてください。

○議長（若山　征洋君）　上下水道課長。

○上下水道課長（和才　　薫君）　配水池の進捗につきましては、具体的な進捗のパーセントというのは持っておりませんが、現在の状況を御説明いたしますと、現在２棟目の棟も完成をいたしております。そして現在、そこの今企業団のほうから送られてくる水をあの２棟で共有してためるようになっております。今その間の調整を行っておるところでございます。もうこの９月の議会中の中旬には、その配管も終わる予定になっております。あと残っている工事といたしましては、周辺の外構ですね。公園の一部を使わさせていただいておりますので、その石張りの復旧、あと進入路等々の整備、そして周辺の傷めた道路等の補修工事を行い、今年度の年末までには完成を今見込んでいるところでございます。

以上です。

○議長（若山　征洋君）　以上、決算書全般について御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山　征洋君）　質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題になっております議案第３９号から議案第４３号までの５議案は、それぞれの所管委員会に付託したいと思います。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山　征洋君）　御異議なしと認めます。よって、議案第３９号平成２９年度吉富町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定については、福祉産業建設委員会へ。議案第４０号平成２９年度吉富町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、福祉産業建設委員会へ。議案第４１号平成２９年度吉富町奨学金特別会計歳入歳出決算の認定については、総務文教委員会へ。議案第４２号平成２９年度吉富町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、福祉産業建設委員会へ。議案第４３号平成２９年度吉富町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定については、福祉産業建設委員会へ。

以上のとおりそれぞれの委員会に付託いたします。

―――――――――――――・―――――・―――――――――――――

日程第１０．報告第１０号　平成２９年度吉富町健全化判断比率の報告について

○議長（若山　征洋君）　日程第１０、報告第１０号平成２９年度吉富町健全化判断比率の報告についてを議題といたします。

担当課長に内容の説明を求めます。企画財政課長、説明。

○企画財政課長（奥田　健一君）　報告第１０号平成２９年度吉富町健全化判断比率の報告につい

てでございます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成１９年法律第９４号）第３条第１項の規定により、平成２９年度吉富町健全化判断比率を別紙監査委員の意見をつけて報告いたします。

議案書の１４ページの表及びその下の個別意見のところをごらんください。

実質赤字比率につきましては、平成２９年度が黒字決算となっておりますので、算定されないということであり、早期健全化基準の１５．０％と比較すると、これを大きく下回っており、良好であります。

次に、連結実質赤字比率につきましても、平成２９年度が黒字決算となっておりますので、算定されないということであり、早期健全化基準の２０．０％と比較すると、これを大きく下回っており、良好であります。

実質公債費比率につきましては、平成２９年度７．９％となっておりまして、前年度より１．０％の増ですが、早期健全化基準の２５．０％を大幅に下回る良好な状況でございます。

将来負担比率につきましては、平成２９年度は充当可能財源等が将来負担額を上回ったため、将来負担比率は算定されておりません。早期健全化基準の３５０．０％と比較いたしますと、これを大幅に下回っており、良好ということでございます。

最後に、是正改善を要する事項につきましても特に指摘すべき事項はないということで、平成３０年８月２７日、審査は終了いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（若山　征洋君）　次に、代表監査委員に監査の報告を求めます。守口監査委員。

○監査委員（守口賢二郎君）　平成２９年度吉富町健全化判断比率の報告について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第３条第１項の規定により、関係書類を監査した結果、その意見は次のとおりであります。

審査対象は、平成２９年度の財政健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類でありまして、審査終了日は平成３０年８月２７日であります。

財政指標の算定の基礎となった書類等を慎重に審査した結果、適正に作成され法令等に照らし財政規模の算出過程に誤りがなく正確であると認めました。

詳細につきましては、審査意見書のとおりであり、それぞれの基準値を大幅に下回っており、良好であると認めました。

平成３０年９月３日、吉富町監査委員太田文則、同守口賢二郎。

以上です。

―――――――――――――・―――――・―――――――――――――

日程第１１．報告第１１号　平成２９年度吉富町公共下水道事業特別会計資金不足比率の報

告について

○議長（若山　征洋君）　日程第１１、報告第１１号平成２９年度吉富町公共下水道事業特別会計資金不足比率の報告についてを議題といたします。

担当課長に内容の説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（和才　　薫君）　１６ページをお願いいたします。

報告第１１号平成２９年度吉富町公共下水道事業特別会計資金不足比率の報告をいたします。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第２２条第１項の規定により、平成２９年度吉富町公共下水道事業特別会計における資金不足比率につきましては、資金不足が発生をせず算定されませんでしたので、監査委員の意見をつけ、その旨御報告をいたします。

以上でございます。

○議長（若山　征洋君）　次に、代表監査委員に監査の報告を求めます。守口監査委員。

○監査委員（守口賢二郎君）　平成２９年度吉富町公共下水道事業特別会計経営健全化判断比率審査意見について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第２２条第１項の規定により、関係書類を監査した結果、その意見は次のとおりであります。

審査対象は、公共下水道特別会計資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記録した書類でありまして、審査終了日は平成３０年８月２７日であります。

財政指標の算定の基礎となった書類などを慎重に審査した結果、適正に作成され、法令などに照らし、財政規模の算定過程に誤りがなく正確であると認めました。

詳細につきましては、審査意見書のとおりであり、それぞれの基準値の２０％を大幅に下回っており、良好であると認めました。

平成３０年９月３日、吉富町監査委員太田文則、同守口賢二郎。

以上です。

○議長（若山　征洋君）　以上で報告説明を終わります。

―――――――――――――・――――・――――――――――――

日程第１２．報告第１２号　平成２９年度吉富町水道事業会計資金不足比率の報告について

○議長（若山　征洋君）　日程第１２、報告第１２号平成２９年度吉富町水道事業会計資金不足比率の報告についてを議題にいたします。

担当課長に内容の説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（和才　　薫君）　１８ページをお願いいたします。報告第１２号平成２９年度吉富町水道事業会計資金不足比率について御報告いたします。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第２２条第１項の規定により、平成２９年度吉富町

水道事業会計資金不足比率については、平成２９年度は資金不足が発生せず算定をされませんでしたので、監査委員の意見をつけ、その旨を報告をいたします。

以上です。

○議長（若山　征洋君）　次に、代表監査委員に監査の報告を求めます。守口監査委員。

○監査委員（守口賢二郎君）　平成２９年度吉富町水道事業会計経営健全化審査意見について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第２２条第１項の規定により、関係書類を監査した結果、その意見は次のとおりであります。

審査対象は、財政健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記録した書類でありまして、審査終了日は平成３０年８月２７日であります。

財政指標の算定の基礎となった書類などを慎重に審査した結果、適正に作成され、法律などに照らし、財政規模の算定過程に誤りがなく正確であると認めました。

詳細につきましては、審査意見書のとおりであり、それぞれの基準値の２０％を大幅に下回っており、良好であると認めました。

平成３０年９月３日、吉富町監査委員太田文則、同守口賢二郎。

以上です。

○議長（若山　征洋君）　以上で報告説明を終わります。

守口監査委員は退席されて結構でございます。長時間お疲れさまでございました。

―――――――――――――・―――――・―――――――――――――

日程第１３．議案第４４号　平成３０年度吉富町一般会計補正予算（第１号）について

○議長（若山　征洋君）　日程第１３、議案第４４号平成３０年度吉富町一般会計補正予算（第１号）についてを議題といたします。

これから、ページを追って質疑に入ります。補正予算書１ページ。山本議員。

○議員（２番　山本　定生君）　一般会計補正予算（第１号）ですが、この補正予算ですが、前回から当初予算から補正予算、最初の１号の１回目、また次の１号の２回目、今回が１号、３回目の１号ですが、議員全員が追認したということで、当初予算は専決処分をされたわけですが、この途中の過程は専決をなぜしないのでしょうか。

広報のほうで、議員全員は追認したというふうなことも書いておりましたが、この追認というのはね、法的にどういう根拠があるのかなと、その辺がわからないので、それも踏まえて今回の補正予算の審議に入りたいと思いますので御質問をいたします。

○議長（若山　征洋君）　企画財政課長。

○企画財政課長（奥田　健一君）　お答えいたします。

今回、一般会計補正予算（第１号）ということで９月議会に上程させていただいているわけで

ございますが、議員さんおっしゃいましたように、３０年度の第１号、３月の段階に第１号がありましたし、６月補正で同じように１号というふうにあったわけでございますが、可決に至らなかったということで、１号の補正予算はあくまでも今回も１号ということでなるわけでございます。

その後、この１号に至る間、６月の補正予算が特にそうなんですが、それにつきましては御議決、可決いただけませんでした。ですから、その間、執行等につきましては、各課、部署で十分執行について検討をさせていただきまして、組まれている当初予算の中でこれまでやってきたわけでございます。そして、今回の９月補正予算、この第１号の中には、当然６月で計上されたものが上がってきている。さらに必要となった９月分が上がってきているというふうなことで、全て重要な予算となってございますので、この９月補正予算（第１号）で御議決いただきたいと思っているところでございます。

以上でございます。（「議長」「まだ答えちょらんよ」「答えてないって」と呼ぶ者あり）

○議長（若山　征洋君）　回答。奥田課長。

○企画財政課長（奥田　健一君）　専決処分の承認に伴う措置というようなことで、広報の７月号に掲載をさせていただいております。その中で追認というような言葉がございましたが、追認ということについての法的な可決であるとか、否決であるとか、そういった法的なことはございません。

以上でございます。

○議長（若山　征洋君）　是石議員。

○議員（７番　是石　利彦君）　追認は法的にも何もないということが企画課長の言葉から出ましたが、町長の口から発せられた言葉でしたが、それについて町長一言ありますか。

○議長（若山　征洋君）　町長。

○町長（今冨壽一郎君）　法的にどうのこうのというのは、私も法律学者じゃありませんが、皆さん方が否決をされた当初予算から、その予算に対して政務活動費を、申請をされ、受領をしたということで、その予算は有効だというふうに思っております。

以上です。

○議長（若山　征洋君）　是石議員。

○議員（７番　是石　利彦君）　否決はされたんですが、町長が専決しました。専決ということは議会を通さずに執行するということですから、それに従って執行されたわけですから何ら心配することはないわけです。

今意見を言いましたが、それから、まず、これはもう今のは別の話ですが、これは予算書ですので、この中に重要と思われる予算があるわけです。それぞれの積算するための事業計画書とい

うのがあると思うんですが、そういうものは提出、この場に提出できるんでしょうか、お聞きします。

○議長（若山　征洋君）　企画財政課長。

○企画財政課長（奥田　健一君）　資料みたいなものということで今、事業計画書ですかね。（「そうそう」と呼ぶ者あり）事業計画書というのは、どういったことを具体的におっしゃっているんでしょうか。例えば当初予算の編成のときには主要事業についてそれを説明する資料等を作成してお渡しはしておるんですが、それのことをおっしゃっているんでございましょうか。補正の。

○議長（若山　征洋君）　是石議員。

○議員（７番　是石　利彦君）　逆質問されましたんですが、そういうことが許されるかどうか知りませんが、予算書を組むとき、こういう目的でこういうことを予算を組みたいと、そうすればどのような成果があらわれるかということを積算しながら企画書として出すと思うんですね。ですから、例えばきょう、ここに補正の中にこうありますが、例えばこの中に新しく補正されたものの中に新規のやつもあるかもしれませんが、そういうものが予算化されればこういう町民の生活にとって大事なことだからということは、成果もこのようなことをもくろんでいるんだということが予算審議の中で行われるんだろうと思いますが、そういう各課から資料としてこういう予算を入れてくださいという議論ちゅうんですか、その資料があると思うんで、そういうものがないのならしようがない、ないならないでいいんですが、資料ないんですか。その辺をお願いします。

○議長（若山　征洋君）　企画財政課長。

○企画財政課長（奥田　健一君）　補正予算を組むに当たりまして各課から予算要求の要求書は上がってきております。それを審査いたしまして補正予算として形をつくっていくわけでございますが、その中身の内容につきましては、これは行政のほうの内部資料でございますので、それをお見せするわけにはまいりません。ただ、あと成果につきましては、決算の段階で実際の成果等が見えるはずですからそこで成果についてはお尋ねしていただきたいと思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（若山　征洋君）　次、誰かほかに。岸本議員。

○議員（８番　岸本加代子君）　今の続きなんですけども、それは内部資料だから見せられないということなんですけども、情報公開条例か何かを使えば開示していただけるんですか。

○議長（若山　征洋君）　企画財政課長。

○企画財政課長（奥田　健一君）　お答えいたします。

予算審議につきましては、款項の部分で審議をしていただくものでございまして、目節につきましてはそれが説明資料となっているわけでございますので、そこでこの本会議の中でその目節についてお尋ね等をいただければと思っているところでございます。

以上です。（「最後に質問を」と呼ぶ者あり）

○議長（若山　征洋君）　いや、もう３回行っちょう。

ほかにありませんか。

それでは、歳入の２ページ。

歳出３ページ。

４ページ。

５ページ、第２表繰越明許費。山本議員。

○議員（２番　山本　定生君）　繰越明許費の防災行政無線設備同報系更新事業について、時系列的にこの内容の説明を求めます。

と、多分先ほど同僚議員が言われたのは、こういう事業があるときに、これがどういうものなのかという、多分難しい話じゃなくて、こういう事業はこういうことしますよ、予算これぐらいですよ、これによって結局住民サービスなので、先ほど予算は款項ですと言っていましたけど、町民から集めた税金を使うものですから、この税金がどういうふうに生きてくるのか、町民にとってどういう意義があるのか、どういうものなのかというのがわからなければ審議自体に入れないと思うんです。だからこういうこと言いよるんだと思うんですよ、ほかの人はわかりませんよ、わかりませんけど、これはちょっと少なくともどういうことをやられるのか、ちょっと説明を求めます。

○議長（若山　征洋君）　総務課長。

○総務課長（守口　英伸君）　お答えをいたします。

第２表繰越明許費でございます。２款総務費１項総務管理費、事業名、防災行政無線同報系更新事業、金額７，９０５万９，０００円です。平成３４年１１月で現在使用しているアナログ電波が終了し、同年１２月からはデジタル電波を使用することになります。これまで本町では、これに対してこのデジタル化に対して、平成２４年度にデジタル用親局及び指定避難所、１１カ所でございますが、デジタル屋外子局を新設整備をいたしました。今回の整備は、平成７年度に設置した既存のアナログ屋外子局９局をデジタル式に変更設置し、あわせて電波出力を１ワットから３ワットに上げるため、デジタル用親局ユニットを交換するものでございます。

この工事には、機械の製造から承認まで６月、実際の工事が３月、計９月の工期が必要となり、年度内の完成が難しいため、歳出予算２款１項１１目防災行政無線費に計上いたしております防災行政無線設備更新工事費同工事監理業務委託料等の合計額７，９０５万９，０００円の全額を繰

越明許費として設定するものでございます。

以上です。

○議長（若山　征洋君）　次に、６ページ、第３表債務負担行為補正。岸本議員。

○議員（８番　岸本加代子君）　この内容の説明を求めます。

○議長（若山　征洋君）　企画財政課長。

○企画財政課長（奥田　健一君）　第３表債務負担行為補正の追加です。

京築広域市町村圏事務組合に対する負担金のうち、平成２９年度同意債に係る元利償還金５７７万7,０００円の計上でございます。

この債務負担行為なんですが、平成２９年度に京築広域圏消防本部が高機能消防司令センター整備事業に要した費用及び防災行政情報通信ネットワーク再整備事業に要した費用を起債したことに伴う元利償還金の吉富町負担分について計上するものでございます。防災対策事業債として６,５５０万円を、緊急防災・減災事業債として７０万円を借り入れておりまして、平成３０年度から平成３９年度までの１０年間で償還をいたします。この吉富町の負担分は合計で、先ほど言いました５７７万7,０００円となっておりまして、この金額について今回債務負担行為を追加設定したものでございます。

以上です。

○議長（若山　征洋君）　次に、７ページ、第４表地方債補正。山本議員。

○議員（２番　山本　定生君）　この地方債補正の説明を求めます。追加と変更ね。この防災対策事業債というのは、これはまた新規の名前、名称なのかな。ちょっとそこも踏まえて説明を求めます。と、あと補助率、充当率、いつもの、を説明をお願いします。

○議長（若山　征洋君）　企画財政課長。

○企画財政課長（奥田　健一君）　お答えいたします。

第４表地方債補正の１、追加でございます。

起債の目的、防災対策事業債、限度額２９０万円です。これにつきましては、先ほど総務課長から説明がありました、防災行政無線デジタル化更新事業におきまして、下にあります緊急防災・減災事業債の対象にはならなかった事業分があるわけでございます。それが３９０万円でございますが、それにつきましてその７５％を起債するものでございます。元利償還金の３０％が基準財政需要額に算入されるというものでございます。

次に、２、変更でございます。

起債の目的、臨時財政対策債、補正前の限度額、９,５００万円、補正後の限度額、１億２２０万円、よって７２０万円の増額補正でございます。これにつきましては、当初予算で９,５００万円を計上しておりましたが、発行の可能額が確定したことによりましてその補正を

行うものでございます。

次の緊急防災・減災事業債ですが、補正前の限度額が１，９２０万円、補正後の限度額が９，４２０万円、よって７，５００万円の増額補正でございます。これにつきましては、この防災行政無線の設備のデジタル化更新事業、これにおきまして、一番最初にありました防災対策事業債の関連の事業費分、３９０万円ですが、その分を除いた金額７，５１５万９，０００円になるんですが、それのほとんど全額を起債するものでございます。この緊急防災・減災事業債につきましては、元利償還金の７０％が基準財政需要額に算入されるというようなものになっているわけでございます。

以上でございます。

○議長（若山　征洋君）　次に、８ページ、事項別明細書総括歳入。

９ページ、同じく総括歳出。

次に、歳入、１０ページ。岸本議員。

○議員（８番　岸本加代子君）　一番下の県補助金のところの４節森林づくり推進事業費補助金、この説明をお願いします。

○議長（若山　征洋君）　産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾　慎一君）　お答えいたします。

平成３０年４月１日から福岡県木製品等展示事業が新しく始められました。この事業は、県民が日常的に木と触れ合える環境をつくり、森林を守り育てる機運の向上、また公共施設等に木製品の展示をすることで、県民が森林や木に触れ合う機会の拡大を目的としまして創設されたものでございまして、毎年、交付金が支給されます。

交付金につきましては、本町は事業費としましては、人口割で補助率は１０分の１０でございます。本町は５万９，０００円の交付金が交付されます。

以上です。

○議長（若山　征洋君）　山本議員。

○議員（２番　山本　定生君）　ちょっと今、その説明で人口割で５万９，０００円と言われたので、これ毎年毎年入ってくる、これは縛り、縛りっていったら悪い、使い道はもう何か決められたものなんですか。と、もともとこれ、ことしからなんよね。農林水産業費補助金というこの項目を見たときに、たしか当初予算ではことしはこれはなくなった項目で、これは水産業費のかわりにもらうんかなと思ったんやけどそうじゃないんよね。あと、これは今言ったように、何か縛りがあるの、その使い道に関して。

○議長（若山　征洋君）　産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾　慎一君）　この事業につきましては、本町は森林がございませんが、森林

があるところにつきましては、森林の整備、または先ほど言いましたように木製品を広く知っていただくとか、そういった事業に使う。または木製品を公共施設に設置する等がこの事業の内容でございます。森林の木をなるべく広く使っていただく、知ってもらおうということが目的ですので、それの事業に沿ったものであればどんな内容でもできるということでございます。

以上です。

○議長（若山　征洋君）　１１ページ。

１２ページ。山本議員。

○議員（２番　山本　定生君）　１１ページ、お願いします。

１８款繰越金、前年度繰越金を今回４，１００万円入れているわけですが、この繰越金、あと残り残額どれぐらいになるんですか、今回これ使った後は。

○議長（若山　征洋君）　企画財政課長。

○企画財政課長（奥田　健一君）　お答えいたします。

３０年度に繰り越されてきました前年度繰越金は１億２５万８，０００円でございます。その中から今回支出に見合う部分として４，１４１万１，０００円を計上させていただいておりますので、残りとしましてはあと５，７８４万７，０００円になろうかと思います。

以上です。

○議長（若山　征洋君）　１２ページ。山本議員。

○議員（２番　山本　定生君）　済みません、１１ページ、もう１個あります。

諸収入で雑入でその他の収入というのがここ２００万円ほど上がっているんですが、こちらについての説明を求めます。

○議長（若山　征洋君）　健康福祉課長。

○健康福祉課長（石丸　貴之君）　お答えします。

このその他の収入につきましては、平成２９年度豊築休日急患センターの決算により余剰金が１，３００万円ほど出ております。その分を１市３町で分配した分が吉富町分として２０１万７，８６１円ということで、今回その他の収入ということで計上させていただいております。

以上です。

○議長（若山　征洋君）　１２ページ。

歳入全般について御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山　征洋君）　次に歳出に入ります。

歳出の１３ページから。山本議員。

○議員（２番　山本　定生君）　総務費のほうで、ちょっと２個一緒に言いましょうね、賃金の臨

時職員賃金、これが前回とちょっと６月のときと違うんでこの説明と、もう一つは、この区振興費振興事業補助金、これの公民館はどこの分なのかちょっと確認をお願いします。

○議長（若山　征洋君）　総務課長。

○総務課長（守口　英伸君）　お答えをいたします。

まず、臨時職員等賃金でございます。

当初予算で臨時職員３人分１年間の予算、５１４万５，０００円、１人当たり１７１万５，０００円を計上いたしておりました。

３人の内訳は、職員定数不足の補充職員１人と育児休業代替職員２人の３人分でございます。当初予算編成時には配属先が決まっておりませんでしたので、この一般管理費に計上いたしておりました。４月１日の職員人事異動により、企画財政課、税務課、健康福祉課に１名ずつ臨時職員を配置することになりましたので、今回、２款１項６目企画費、２款２項２目賦課徴収費、そして３款１項１目社会福祉総務費にそれぞれ９月の支給分からの賃金９２万４，０００円を組みかえ計上いたしております。６月の時点では、６月分からの支給ということでありましたが、今回、８月分までこの一般管理費から出しておりますので、今回は９月分からの支給ということで組みかえをしております。そこが金額が変更したところでございます。

それと、区振興事業補助金につきまして、これも６月の時点の補正予算にも計上いたしておりましたが、幸子古の公民館の雨漏れに対する屋根の修繕工事でございます。２分の１の補助でございます。

以上です。

○議長（若山　征洋君）　梅津議員。

○議員（４番　梅津　義信君）　同じ、今同僚議員が言ったところなんですけど、幸子古区の公民館ということで大きな喜びをもって、同僚議員確認していただいて、幸子古がまた上がってくれたなというふうに喜びにたえないわけですけども、これが惜しくも１人の差で議会においては否決された予算ではございます。私は悲しみに耐えなかったんですけど、私はもとをいえば地元役員さんからいろいろあったんですけど、行政のほうにもいろいろ問い合わせがありましたか。

○議長（若山　征洋君）　総務課長。

○総務課長（守口　英伸君）　お答えをいたします。

６月の議会で補正予算が否決されました。それを受けまして関係のある方、この幸子古の自治会長さんもその一人でございますが、残念ながら予算が否決されましたので、今回は補助をすることができませんということをおわびを申し上げはいたしました。

以上です。

○議長（若山　征洋君）　梅津議員。

○議員（４番　梅津　義信君）　よくわかりました。

○議長（若山　征洋君）　是石議員。

○議員（７番　是石　利彦君）　当然そういう電話もあったかと思いますが、何で専決しなかったのかと。それは町民の生活に必要と執行部は考えてなかったからでしょう。当初予算は大事だから専決にしたんだから、暴挙に入ったんですから、本来なら修正しながら提案するのが常道ですよ。今度は何でしなかったちゅうなことは言わなかったんでしょうか。どうぞ。

○議長（若山　征洋君）　総務課長。

○総務課長（守口　英伸君）　当初予算の専決処分につきましては、議会を招集するいとまがなかったということで専決処分をさせていただきました。今回につきましては、議会を招集するいとまがないというふうに客観的に判断できませんでしたので、今回の補正予算で再度計上させていただきたいということでいたしております。

以上です。（「よくわかりました」と呼ぶ者あり）

○議長（若山　征洋君）　次、１４ページ。山本議員。

○議員（２番　山本　定生君）　財産管理費でこの備品購入費が上がっているんですが、これと手数料、ちょっとここの説明をお願いします。

○議長（若山　征洋君）　総務課長。

○総務課長（守口　英伸君）　お答えをいたします。

この備品購入費は、公用車冬用スタッドレスタイヤの購入費でございます。冬場の降雪に備え、購入するものでございます。公用車４台分です。軽トラ１台、軽箱バン２台、普通乗用車１台です。１２月にスタッドレスタイヤに交換し、３月にノーマルタイヤに戻そうというふうに思っております。タイヤの購入費の中には装着代金も含まれておりますが、３月にノーマルタイヤに交換する費用が含まれておりませんので、その２つ上、役務費手数料として９，０００円をあわせて計上しているものでございます。

以上です。

○議長（若山　征洋君）　山本議員。

○議員（２番　山本　定生君）　多分、これ先日消防車の件でスタッドレスの話してましたので、これは大変町民のためにもいいことなので、こういうふうに税を使っていただくというのは大変喜ばしいことだと思います。

ちょっと下に行きたいと思います。

電子計算費で今回、新元号対応等にかかわるシステム改修業務委託料というのがあるんですが、こちらについて、どのようなことをされるのか、これがね。ちょっとその辺の説明を求めたいのと、もう一つ、一緒に言っておきましょう、この新元号というのは多分来年の４月末、５月１日

付で変わるんだと思うんですが、これはどうなんでしょう、今年度分だけの予算なのか、それともこれも繰り越しか何かするのかな、ちょっとわからないんで、その辺も含めて説明を求めます。

○議長（若山　征洋君）　総務課長。

○総務課長（守口　英伸君）　お答えをいたします。

この新元号対応等に係るシステム改修業務委託料につきましては、本町が使用している基幹系システム、これはもう税、住基とかそういった基幹系システム、そして財務会計、給与、健康管理等の、情報系システムと言っているんですが、業務で使っている全てのシステムについて元号を変更しようというものでございます。技術的なことはちょっと私も詳しく説明できないんですけども、議員がおっしゃるように、直前まで元号が発表されないというふうな情報もいただいております。しかし、それに向けていつでもぱっと切りかえられるような形で準備を進めていくんではないかというふうに私は考えております。でありますので、この額を、今のところ、翌年度に繰り越すというふうな考えは持っておりません。ただ、今後の作業に応じて、もしかしたら繰り越すような必要があった場合は、また３月の時点で繰越明許費として設定をお願いすることがあるかもしれません。

以上です。

○議長（若山　征洋君）　是石議員。

○議員（７番　是石　利彦君）　今、先ほどタイヤの件を言われました。大体、吉富町は町内に業者があれば町内業者にも声をかけて入札をされるんだろうと思いますが、このタイヤはどのようにされるつもりでしょうか。お答え願います。

○議長（若山　征洋君）　総務課長。

○総務課長（守口　英伸君）　お答えをいたします。

これにつきましては、町内にもタイヤ屋さんがございまして、そのタイヤ屋さんにも今回見積もり等もお願いをいたしております。そういった業者を含めてそれらの業者の中から選びたいなと思っているんですけども、４台ございますので一括でお願いした方が安くなるかなというふうにも思っております。公用車はそれぞれ購入した業者に修繕とかは頼んでいるんでありますが、今回のタイヤ交換については、特にその購入した業者にお願いする必要もないかなというふうに思っていますので、タイヤ屋さんがいますので、一括で頼んだほうがいいかなというふうに今は思っております。

以上です。

○議長（若山　征洋君）　山本議員。

○議員（２番　山本　定生君）　もういいですね、タイヤの件。（「いいです、いいです」と呼ぶ者あり）ごめんなさい。

あと、企画費の賃金と賦課徴収費の臨時職員賃金、ちょっとこちらのほうの説明を求めます。６月から今までこれは必要ないまま行ったんで、これ必要なのか。ちょっとその辺も含めて教えてください。

○議長（若山　征洋君）　企画財政課長。

○企画財政課長（奥田　健一君）　まず６目にあります企画費のところの臨時職員の賃金でございますが、企画財政課の職員１名が育児休業によりまして、その分の人員の補充のための臨時職員の賃金ということで今回組みかえたということで、先ほど総務課長からあったように一般管理費のほうに組まれていたものを企画財政課のほうのここに組みかえたということでございます。企画財政課としましては、４月１日からの育児休業でございましたので、臨時職員が１名ということで必要だったわけでございますが、なかなか臨時職員の人材もいないというふうなことで今に至って今１名臨時職員来ていただいているところなんですが、やっと１名が張りつけられたということで安心しているところでございます。

以上でございます。

○議長（若山　征洋君）　税務課長。

○税務課長（小原　弘光君）　お答えします。

賦課徴収費に関して申し上げます。

賦課徴収費のほうから支出することになっている育休の臨時職員につきましては、４月から採用しておりまして、先ほどの一般管理費のほうで４月から８月分についてはもう既に支出しております。そしてこの組みかえ予算のほうが議決されれば、９月分から賦課徴収費の目から支出するということになります。

以上です。

○議長（若山　征洋君）　山本議員。

○議員（２番　山本　定生君）　さっき総務課長のほうから臨時の部分に関しては総務のほうで一括見て、ここで予算が通れば今言われたようにこう各課で分けるというふうなことだと思っていたんですけど、ちょっと今、企画課長が臨時職員がなかなかいなかったのがやっといたという言葉を言われたので、ちょっと心配になったんやけど、臨時職員というのは総務のほうで一括して臨時職員をこう何かリストアップじゃないけどそういうのがいて、各課にこう足りんごとなったときにこう回すというふうにたしか僕聞いていたんですけど、と思っていたんですけど、それでも足りないぐらい今臨時職員の募集というのは少ないんですか、その登録者というのは。やっといたちゅうぐらいやけ、ほかにも、ということは違う課がもしもう一人ってなったときには足りないんじゃないかなと思って、大丈夫なのかな。そこのことをちょっと教えてください。

○議長（若山　征洋君）　総務課長。

○総務課長（守口　英伸君）　お答えいたします。

臨時職員の登録は今全然おりません。登録している方がですね。今臨時職員は、育児休業の職員が３名おりまして、去年、身体障害者の枠の方が受けられなかったので定員減、４人が今定員減になっておるんですけども、その４人の方を臨時職員で対応しているんですが、最初３名はいらっしゃって３名はできたんですが、企画財政課のほうには配置する予定だったんですけども配置することができませんでした。臨時職員がいなかったんでですね。９月に入って１人登録をしていただきましたので、その方に今企画財政課で臨時職員として勤務をしていただいておるところでございます。

以上です。

○議長（若山　征洋君）　山本議員。

○議員（２番　山本　定生君）　その臨時職員の登録がいないってやっぱり臨時だからいないんですかね。これ正規の採用をこう考えたほうがいいんじゃないですか。４名減というのがわかっている、その産休の方、今産休って言ったら悪いのかな、産休でいいですかね、ちょっとごめんなさいね、呼び方わからないけど、育休の方が３名ということですけど、もう定員１名減は確実やないですか。しかも臨時を毎年大体必ずもうどこの部署も要るんですから、もう正規なやつを考えたほうがよくないですかね。そうせんと実際臨時を採ろうかと思ったら臨時がいないというんであれば、それじゃなくても慢性的に人手不足の中で、マンパワー、結局行政の皆さんというのは住民サービスをするためにいらっしゃるわけですから、この住民サービスをする側の方が足りないというのは住民サービスの低下を招くわけですよね。これはもう本末転倒するんじゃないかなと僕は思うんですけど、ちょっとその辺は検討というのはできないんですかね、総務課長。ちょっと教えてください。

○議長（若山　征洋君）　総務課長。

○総務課長（守口　英伸君）　お答えいたします。

定員につきましては、定員適正化計画というものを作成いたしまして、今７９人、そしてそのうち３名は一部事務組合に出向しているんですけども、７９人という枠でしております。それは、２年前、２名ふやしております。それで一般職業経験者というものを雇用いたしましたけども、そのときに２名をふやしております。その際、行政改革推進委員会のほうに諮問いたしまして、この職員定数というものをちょっと考えていただきたいということの中で２名増はいたし方ないんじゃないかということで２名増をさせていただきました。さらにふやすとなれば、これは財政とも絡んできますが、ふやすとなればまた住民の皆さんの理解も必要であろうし、そういったことはまた行政改革推進委員会の中にも諮っていかなければならないなと思っております。今のところは、２年前に２名ふやしましたので、増員ということは考えていないです。今欠員となって

いるのは育児休業の方であります。でありますのでこの方はいずれは復職してくることになりますので、その人たちが復職してきたときに３名多くなってしまいますので、正規を雇ったら３名多くなってしまいますので、育児休業の間は臨時の代替職員として対応しているところでございます。

以上です。

○議長（若山　征洋君）　次、１５ページ。山本議員。

○議員（２番　山本　定生君）　戸籍住民基本台帳費で住民基本台帳システム等改修委託料、これ毎回こう上がってくるんやけど、今回どういう内容をされるんですか。これ毎年毎年やっぱり必要なものなんですかね。あと、補助はこれ入るんですか、入らないんですか。ちょっとその辺教えてください。

と、もう１個下、その下のやつ、これも一緒に戸籍記録文字情報何とかちゅうやつも、これもちょっと説明お願いします。

○議長（若山　征洋君）　住民課長。

○住民課長（瀬口　　浩君）　お答えいたします。

まず、住民基本台帳システムのほうから説明いたします。

総務省が希望する方のマイナンバーカードや住民票に旧姓の併記を行うことができるようになりましたので、そこで今回の補正は、この旧姓併記に伴います電算システムの改修委託料といたしまして５８３万２，０００円を計上しております。これにつきましては、国のほうからシステムの補助金が２３５万円、今回の歳入のほうで予算を組んでおります、を計上しております。

それとその下の戸籍記録文字情報収集業務委託料ですけど、戸籍事務につきましても、マイナンバー制度が導入されることとなり、法務省では全国の自治体で使用しています戸籍の外字を収集し、全ての自治体で使用できるように電算システムの改修を行う予定であります。そのために吉富町で使用しています戸籍の外字を抽出するための費用として、戸籍記録文字情報収集業務委託料といたしまして５４万円を計上しています。この費用につきましても交付金が措置される予定であります。

以上です。

○議長（若山　征洋君）　山本議員。

○議員（２番　山本　定生君）　済みません。今の住民基本台帳システムの改修が、これがマイナンバーの旧姓表記ができるようになるための改修ということだったんですが、国・県補助がとりあえずこのうちの２３０万円、３分の１ぐらいになるのかな、３分の１補助なのかちょっとわからないですけど、今、吉富町でマイナンバーどれぐらい出ちょんでしたっけ。これ、国の制度なんで余りどうのこうの言えないんでしょうけど、費用対効果的なことを言うべきじゃないんでし

ょうけど、何かこう毎年毎年かかる費用がマイナンバーの普及率に比べて大変厳しいんじゃないかなと思うので、ちょっとその辺教えてください。

○議長（若山　征洋君）　住民課長。

○住民課長（瀬口　　浩君）　お答えいたします。

７月末現在でマイナンバーを交付している枚数は５５１枚であります。人口の割でしますと、交付率８％になります。全国平均は１０．７％、全国の町村平均が８．９％でございますので、吉富町は若干それより低目ということであります。

以上です。

○議長（若山　征洋君）　是石議員。

○議員（７番　是石　利彦君）　戸籍記録文字のことを説明受けましたが、たしか今、戸籍外字ち言われたような気がするんですが、常用漢字にないとか何かそういうことなんでしょうか。例えば、今冨町長の「今」は難しい字だと、それがこう記録できるんでしょうか。それとは違うんですか。お願いします。

○議長（若山　征洋君）　住民課長。

○住民課長（瀬口　　浩君）　今、是石議員が言われましたとおり、通常使われていない文字であります。吉富の「吉」であれば、通常は上が長いんですけど、下が長い字とか、そういうのを外字という形で取り扱っております。

以上です。

○議長（若山　征洋君）　是石議員。

○議員（７番　是石　利彦君）　だから、それをつくれるということですか。

○議長（若山　征洋君）　住民課長。

○住民課長（瀬口　　浩君）　全国の自治体で結局この外字をどこも持っているんですよね。結局マイナンバーになりますと、よその情報をとるもんですから、その字を結局使えないんですね、電算上。だから法務省のほうが全国の外字を集めてどこでも使えるようなシステム改修をするために、今回、吉富町である外字を法務省のほうに提供するということになります。

以上でございます。

○議長（若山　征洋君）　１６ページ。

１７ページ。

１８ページ。（「１８ページでお願いします」と呼ぶ者あり）山本議員。

○議員（２番　山本　定生君）　４款衛生費で保健衛生総務費、この財源内訳更正を行っております、この財源更正の説明を求めます。

○議長（若山　征洋君）　健康福祉課長。

○健康福祉課長（石丸　貴之君）　先ほど歳入で説明いたしました、豊築急患センターの雑入がここに充当して、一般財源を減というふうにしております。

以上です。

○議長（若山　征洋君）　山本議員。

○議員（２番　山本　定生君）　予防費と母子衛生費で、ここで保健事業費返還金、未熟児養育医療返還金というのが上がっているんですが、これたしか前課長の答弁では、こういうお金は年度末までとっておいたほうがお金が使えていいとか、途中で返さんほうがいいようなことを言っていたんですけど、この返還金関係は、とは違うんですか。そうやって聞いたんで、ああなるほどなと思ったんですよ。前課長は返さな悪いお金はなるべく後までとっちょったほうが町は現金があってお金があっていいちゅうて言っていたんで、そう言われていたんで返還する必要ないんじゃないかなと僕は思ったんですけど、違うんですか。まだ９月ですよね。（「半年ある」と呼ぶ者あり）違うのかな。これ担当課長がいいのか、財政課長、企画課長がいいのか、何か前そういう答えされていましたよね。（「していました」と呼ぶ者あり）

○議長（若山　征洋君）　健康福祉課長。

○健康福祉課長（石丸　貴之君）　今回につきましては、これ平成２９年度の確定額ということで、額についてももう少額ということで県のほうから返還の要求が来ていますので、今回予算要求をさせていただいたということでございます。（「高額は返さんほうがいいな」と呼ぶ者あり）多分、これを年度末まで持っても体制に影響が多分ないであろうと思われますので、今回はもう県のほうから催促があったということで予算計上させていただいております。

以上です。

○議長（若山　征洋君）　１９ページ。（「１８ページまだありますよ」「１８ページでお願いします」と呼ぶ者あり）１８ページ。山本議員。

○議員（２番　山本　定生君）　済みません。ちょっと余りにもこう間が抜けたので。

今回、農林水産業費で漁港管理費、委託料でこの３項目上がっています。これは先日、全協のときにも若干はお聞きしたんですが、この事業の工程の説明、どういう期間でどういうふうにやっていくのか。この後、いわゆる、もともと一番議会で言われていたのは浚渫なんですが、浚渫はいつするのか、どうなるのか、そこも踏まえて説明をお願いします。

○議長（若山　征洋君）　産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾　慎一君）　今回補正計上しております内容についての工程については、どれも同時期に発注を考えておりますので、議決をいただけましたら１０月に業者の選定して、早い時期に発注を考えております。

それから浚渫の実施についてですが、浚渫の実施につきましては、国へ予算要望をしなければ

なりません。今回、台風２１号で近畿地方に大きな被害も受けております。また、昨日、北海道のほうで大きな地震が発生しております。そういった関係でそちらに重点的に国の予算が配分されるのではないかというふうに心配をしてはおるんですが、浚渫の事業費補助についても、秋口には国へ予算要望があろうかと思いますので、まず予算要望をして、その補助がつくというのが判明しましたら、浚渫の時期については検討したいというふうに思っておりますので、まだ現在いつやるかというのは明確にはお答えできない状況にあります。

以上です。

○議長（若山　征洋君）　山本議員。

○議員（２番　山本　定生君）　もう１個その前に聞こうね。今、災害の話されていましたけど、これは今起きている国の災害の話をされていると思うんですが、これはそもそもが災害で起きたものから始まっていると思うんですね。たしか昨年の７月、ことしも７月にもう一度ありました。その途中、これはこう何か報告をちゃんとされているのか、今回は災害として吉富町は提出、これを認めてもらえるような段取りができているのかというのが１点と、もう一つ、この測量関係、これは昨年度のときはされたのか、されていないのかと、前回したのはいつなのかもあわせてお聞きします。

○議長（若山　征洋君）　産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾　慎一君）　現在の航路の埋没につきましては、災害での適用はできません。通常の維持浚渫になります。

測量につきましては、平成２４年度の九州北部豪雨で実施をしております。昨年の７月の後半に簡易的な埋没の調査は実施をしております。

以上です。

○議長（若山　征洋君）　岸本議員。

○議員（８番　岸本加代子君）　今の説明なんですけど、通常の予算要求ですか、補助ですかね、それはできないとおっしゃったんですけど、それどうしてですか。

○議長（若山　征洋君）　産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾　慎一君）　災害で埋没したボリュームの判定ができない。通常、災害前に現在の航路の状況、災害があった後の航路の状況があって初めて災害で堆積した土砂の量というのが判明しますが、災害前、昨年の７月の５日以前の直近の調査は、平成２４年度に実施した際の浚渫で計画水深まで持っていって以降調査をしておりませんので、数字の、根拠として災害として示せる数字がなかったことから災害での適用が困難であったということでございます。

以上です。

○議長（若山　征洋君）　岸本議員。

○議員（８番　岸本加代子君）　とすると、２４年に測量して以降していないので、去年の災害による埋設したそれが測定できないのでできないということですか。その責任てどこにあるんですか。その２４年に測量してそれ以降する必要なかったってこと、もしくは、私が聞きたいのは、去年災害の直後に測量して予算要求すれば、補助を要求すればできたっていうことはもうないんですか。じゃ聞きます。２４年度以降測量する必要なかったんでしょうか。去年の２９年の７月ですかね、それまでの間は。

○議長（若山　征洋君）　産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾　慎一君）　航路の測量については、補助金対象となりません。過去、維持浚渫をする際には、測量は航路の浚渫の前の測量はやっておりますが、毎年の航路の状況の測定については過去一度もやってはおりません。ですから、一応、議員言われるように、毎年航路の状況をすれば災害があったときには災害で埋まった量というのが判明するので災害対応は恐らくできるだろうと思いますが、今回補正予算で上げましたように１，３００万円近い費用がかかります。それは全て単独費用となりますので、毎年その費用をかけてそれだけの財政的な余裕がないということもございまして、基本的には５年から１０年に一度の維持浚渫ということの計画を持っておりました。そのため、浚渫がその状況になったときに初めて調査測量の予算を計上しておりました関係から、今までは測量は実施しておりません。

以上です。

○議長（若山　征洋君）　花畑議員。

○議員（６番　花畑　　明君）　ということであれば、この本来災害が発生した場合に、すぐに事業を実施すればこの深浅というんですか、これ、深浅測量調査は必要なかったんではないかというふうに思うんですけども、その辺どうでしょうか。

○議長（若山　征洋君）　産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾　慎一君）　災害復旧で埋まった量を算定するためには、浚渫前、浚渫後の測量で埋没土量が判明しますので、災害後にはかったとしてもその量を算定する根拠とはなり得ないということですね。

以上でございます。

○議長（若山　征洋君）　花畑議員。

○議員（６番　花畑　　明君）　であれば、この昨年の災害復旧事業に着手せずにこの補助事業を流したことにそもそものその原因があるんじゃないかというふうに思うんです。その結果がこの不必要と思われる町費の支出がなされると思うんですけど、その辺はどうでしょうか。

○議長（若山　征洋君）　産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾　慎一君）　昨年の九州北部豪雨で埋没しました。当然それの浚渫に対して

の事業をするに当たっては、同様に深浅測量、それから磁気探査、土質の溶出試験というのは実施しなければなりません。その前段としての７月５日以前の航路の状況というのは測定がしておりませんでしたので、災害については、災害の土量、災害の被害を算定する根拠がない関係から災害対応にはできなかったということでございます。

以上です。

○議長（若山　征洋君）　是石議員。

○議員（７番　是石　利彦君）　ちょっといっぱい質問したいんやけんが、（「全部まとめて言おう」と呼ぶ者あり）全部まとめて、まず、いや驚きです。要するに基準となる深浅土がわからないからどんだけ埋まったかちゅうことを県に報告できないちゅうことのようでしたね。それでいいんだろうと思うんですが、それじゃその前の２４年のときはちゃんとやっていたんでしょうか。ずっとやっていないって、あなたもその課もおっただろうと思うんで、やってなかったんですよね。やっていなかったにもかかわらず、あのときはたしか災害復旧事業として多大の補助をいただいてできたんだろうと思いますが、そこをちょっと確認をお願いします。

○議長（若山　征洋君）　産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾　慎一君）　平成２４年の九州北部の前年に通常の維持浚渫を実施しておりました。そこで計画水深まで浚渫をしておりましたので、１年という経過しかたっておりませんでしたので、災害の対応ができたということです。それから前年の浚渫をした記録があるということが根拠となりましたということです。

以上です。

○議員（７番　是石　利彦君）　そのときは、通常の浚渫工事をしたんだという数字があったからできたんだと、何センチ埋設したちゅうのもこの県に認めていただいたちゅうことのようですね。その後、今度の５年後は、去年の７月の以前は通常の浚渫は行っていないというふうに聞こえました。だから、あのとき課長が私の質問で報告しましたよちゅうのは報告していないと思ったんですが、要はそこで報告しても災害として認められなかったと言いたいんだなちゅうなのが何となく聞こえてくるんですが、そうなんですか。そのときはその基準になるものはなかったので、災害とは認められないよということになりかねんからせんかったんですか。

○議長（若山　征洋君）　産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾　慎一君）　災害報告を当然します。災害報告する際にどのくらいの埋没量なのか、それを示さなければなりません。ただ、それを示す根拠がなかったと。平成２４年に災害で浚渫してから以降、過去の資料とかを参考に１年当たりの埋設量をもとにつくるという方法もございますが、それは災害適用でしたときの査定官がそれが根拠とはなり得ない可能性がございます。あくまでもそれは数字上の話ですので、ですから、災害の報告は一応しましたが、災害

としては上げなかった。それと、昨年は浚渫は漁協との関係があってしないという判断をした結果もございます。

以上です。

○議長（若山　征洋君）　ちゃんと挙手をして発言して。山本議員。

○議員（２番　山本　定生君）　今ちょっといろいろな同僚議員たちの質問を聞いていたんですが、平成２４年のときは前回の工事の結果があったからだったと。今回はそれもとがないからということなんですが、例えば去年７月に北部豪雨が起きたときに測量系だけはしておけば今年度もしかするとそれからふえた分に関しては補助事業になった可能性もあるというような言い方ですよね、今おっしゃるのはですね。でもそれはしなかったから今回も何ももとになる根拠がないというような説明に聞こえました。

と、もう一つ、平時の深さの測量ちゅうやつは、これたしか、これ３つとも全部をしなければいけないんでしたっけ。これ浚渫にかかわるときがこの３つであって、通常の深さを調べるだけなのは、簡易測定か何かという形でできるんじゃなかったかなと僕ちょっと思ったんですけど、どうなんでしょうかね。そこもちょっと確認します。

○議長（若山　征洋君）　産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾　慎一君）　まず作業ですね。議員言われますように、土質の溶出試験は必要ないというふうに思います。あと深浅測量する際に工事用の測量の船といいますか、それが海上で作業を行います。潜水作業での確認とかも行います。それは海上保安庁もそういった海での作業をする場合は、不発弾等の物がもしあったときは大きな災害になるということでそれはやめたほうがいいということで、磁気探査については深浅測量と同様に必要である、セットでやらなければならないというふうに認識はしております。

以上です。（発言する者あり）

○議長（若山　征洋君）　産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾　慎一君）　昨年測量をやっておけばことしの７月６日の豪雨で堆積した土量の算定は恐らくできたろうとは思っております。

以上です。

○議長（若山　征洋君）　次、１９ページ。（発言する者あり）山本議員。

○議員（２番　山本　定生君）　７款商工費です。

プレミアム商品券発行事業等助成金、前回６月議会のときに、ちょっと私、委員会で質問したんですが、これ巡回バスの回数券としてこれは使えないのかということをお聞きしたと思うんですが、そのときはこの発券の趣旨と違うというのと、商工会と協議した結果、余りそういう話がなかったようなことを言われていたと思うんですが、それから今３カ月たっていますので、その

後商工会と、これは巡回バスにも使えるようにできないかなとか何かそういう協議とかはあったんでしょうか。ちょっとお聞きします。

○議長（若山　征洋君）　産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾　慎一君）　商工会の事務局とはもう、そういった話を受けておりますが、もともとプレミアム商品券というのは消費喚起という部分のための事業でございますので、バスについては実施はしないということでそういう話で終わっております。

以上です。

○議長（若山　征洋君）　山本議員。

○議員（２番　山本　定生君）　あとこれ、プレミアム商品券、町の負担分という形でこう１４０計上していると思うんですけど、これもともと県のほうからも何割か負担か何かが入ると思っていたんですけど、それちゅうのはどこに出るんですか。俺それがわからないんですけど、ちょっと教えてください。直接商工会に入りよるのか、どこかほかに入るのか、ちょっとそこを教えてください。

○議長（若山　征洋君）　産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾　慎一君）　残りの部分につきましては、直接商工会へ補助となります。

以上です。（「１９ページ、もう１回行きます、議長お願いします」と呼ぶ者あり）

○議長（若山　征洋君）　山本議員。

○議員（２番　山本　定生君）　今度は８款土木費で入りたいと思います。

委員会で行きますから、余り詳しくは行きませんが、道路橋梁費で修繕料というのが上がっております。この修繕料の場所をこれちょっとお聞きしたいのと、電源道路というんですか、製薬の前からのずっと大きい道、あっこのでこぼこというのが大変よく聞くんですけど、私も走って確かにそう思いますが、それはこの中には入っていないんですか。

と、その電源道路ちゅうのはそもそも管理者は誰になるんですか、あっこは。その責任ちゅうのはどこにあるんかな。あれだけもうがたがたがずっとなって、水たまりになって、吉富町にとっては一番大きな会社ですよね。固定資産税も大きく納めてくれる。町にとっては一番大事なお客さんみたいなもん、お客さんていう言い方も悪いのかな、と思うんですけど、そこの道路がいつもあれだけちゅうのはちょっとあんまりじゃないかなと僕は思うんですが、それとその辺も踏まえてこの修繕料について教えてください。

○議長（若山　征洋君）　産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾　慎一君）　まず今回の修繕料５４万円については、今言われた通称電源道路、小犬丸黒川線の舗装の補修については、組んではおりません。これは前期修繕料、舗装の傷みがほかの地区でもありまして、その補修用の資材の購入であるとか側溝のふたの欠けを交換し

てであるとか、そういった交換する、修繕する費用が少し予想よりも多く消費しましたので、今後発生することも考えて同程度の額を今回追加で補正計上させていただいたものでございます。

それから、小犬丸黒川線については、言われるように本町の１級町道であります。管理者は町、担当課は産業建設がやっております。小犬丸黒川線の舗装補修については、今年度中には部分的ではありますが補修を考えております。

また、本格的な舗装補修につきましては、今月の下旬に県に、来年、３１年、３２年度に抜本的な舗装改修のための国費要求の本要望を実施する予定であります。

以上です。

○議長（若山　征洋君）　２０ページ。

２１ページ。（「２０ページで議長お願いします」と呼ぶ者あり）山本議員。

○議員（２番　山本　定生君）　この駅周辺管理費で委託料備品委託料、この３つ、３項目、ちょっとここら辺についての説明を求めます。

○議長（若山　征洋君）　産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾　慎一君）　まず、１３節委託料１２１万４，０００円でふるさとセンタートイレの改修工事設計監理委託料でございます。

既存のふるさとセンターにあるトイレは、今回、インフォメーションセンターに併設して女性専用のトイレ、それからみんなのトイレを設置しました。既存のトイレにつきましては、男性用のトイレに改修をということで担当者が設計を進めておりましたが、男性用と女性用との間の壁を取り除くことによって、構造的なものであるとか、今ユニバーサルデザイン等々で段差のない、そういったものをする際には専門的な知識等が必要になってくるということもございまして、今回、設計管理の予算を計上させていただいた次第でございます。

以上です。（発言する者あり）

失礼しました。備品購入費で２０５万５，０００円、失礼しました、３０５万５，０００円、これにつきましては、インフォメーションセンターの中に情報発信、それから休憩の場所として位置づけております。特に、情報発信をする上で、どなたでも簡単に情報を得ることができるために、観光地等でも御存じと思いますが、タッチパネル方式により必要な情報をタッチすることで見ることができると、そういったものを設置するために機器またはコンテンツの制作等の設備として約２１６万円、それから休憩所として位置づけておりますので、椅子、テーブル、それから現在スマートフォンとか携帯用のパソコンとかで情報を得るために充電用の電源等も必要になってきますので、そういったカウンターも考えております。それが金額として約８９万円ぐらいを考えております。

次に、委託料ですね。前後して申しわけありません。委託料につきましては、吉富駅の現在の

駐車場が満車状態があるということで、以前から駐車場の拡充ということの声をいただいておりました。町としましても、近隣の土地についていろいろ御相談申し上げまして、今回、町に協力いただけるということの御返事をいただきましたので、その土地を取得するに当たって不動産鑑定をするために予算計上をさせていただいた次第でございます。

以上です。

○議長（若山　征洋君）　山本議員。

○議員（２番　山本　定生君）　今３つほどちょっともう一緒に質問をしました。それについてちょっとお聞きします。

そのインフォメーションセンターの設備等及びそこに、この間できた女性用を中心としたトイレ、今回、一応管理委託をする、設計を一応するといったトイレ、ここについては、もう２４時間３６５日使えるような形でするんでしょうか、どうなんでしょうか。と、その管理はどういう形でやられるんでしょうかが１点目ね。

２番目の備品購入、これ先ほどコンテンツ制作とかいろいろ言われていましたが、その場合よくあるのが、定期更新みたいな形の費用がかかったりとか、業者と委託することによって毎月利用料がかかるとか、何かそういった後で発生する費用というのが出てくるのかどうかというのが、この２番目についての２点目。

３番目の不動産鑑定については、先日、幼保一体こどもの森のところで土地を購入するというのがありましたね。あのときには図面があって面積がどれぐらいでとかいう、こう示すものがあったんですね。でも今回何もないので、どこの土地をどれぐらいの規模なのかも全くわからない、審議しようがない形なので、まずそもそも不動産鑑定の必要があるかどうかを判断しようがないので、この３点についてちょっと質問をいたします。

○議長（若山　征洋君）　産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾　慎一君）　まずトイレの利用につきましては、既存のトイレはもう２４時間開放でございます。

インフォメーションセンターのトイレにつきましては、時間を定めて、密閉された部屋ですので、最終電車から始発までの間は施錠ということも考えたんですが、タイマーセットだとかそういった部分でなかなか難しい面と費用がかかるということから、今はいつでも使える状態にはしておりますが、いろいろな使い方の中で支障がある場合はそういったことを考えなければならないというふうに考えております。

それから、インフォメーションセンターの維持費用ですが、当然コンテンツを制作する上で更新というのは当然必要になってくるだろうと思います。私たちが考えているのは、ホームページの更新が同程度の職員でもできるようなシステムをつくりたいなというふうに思っておりますの

で、選定した業者の中で、なるべく費用がかからずに職員でもできるようなシステムをということは条件の中には入れたいなというふうに思っております。

それから不動産鑑定ですが、なぜ示さないかという件でございますが、まだ御本人さんと、内諾はいただいてはおりますが、条件面等まだ明確にお示しはしてはおりません。不動産鑑定をもって条件等お示しをというふうに思っておりますので、場所については今回はちょっとお示しができないということで御了承をお願いいたしたいと思います。

以上です。

○議員（２番　山本　定生君）　同じところでお願いします。

いいんですか。

○議長（若山　征洋君）　３回目よ。山本議員。

○議員（２番　山本　定生君）　いいですか。

もうちょっと３問目、これ同じところで行きますんでね。

まずトイレの件は、今言われたように、できて最初の日は張り紙して、多分職員が帰る時間までしょう。「朝８時から夕方５時１５分までしか使えません」て張り紙されていましたが、５時１５分でトイレだとちょっと、駅のトイレ５時１５分はだめやろうと思ったんですけど、今は中ずっとあけっぱなしなんで、今先ほど課長言われたように、あれだけ立派なところですからね。やっぱり夜人が入っても逆に危ないなという気もせんでもないんで、そこはまた今後ちゃんとやってほしいと思うんですが、次のトイレ、これ改修工事設計委託料だけなんで、次のトイレはどれぐらいの予算の予定をしているのか。今回のインフォメーションセンター、６，０００万円、７，０００万円みたいものをまたあの中で、改修だけでするちゅうことないと思うんですが、それがどうなのかというのが１点ね。また同じく３つとも行きますから。

２つ目は、タッチパネルの件ですけど、先ほど町の職員でもできるようにというふうなこと言われていました。せっかく今、企画に郭君いますから、郭君と連携してこう町の発信というのもこういうふうにしてもらえればいいのかなと思うんで、その辺ちょっと企画課長に聞きたいので、そういう話し合いはできているかどうかが２点目。

３点目、不動産鑑定、ここの分ですが、そもそも町は駅ににぎわいをということで始めた今事業です。あの駐車場を使ってマルシェとかいろいろやっている関係と商売やっている関係で、駅を利用する方ではない方たちが使うことによって駅利用者が使えないという反面が出ているんじゃないかなと思うんですね。それなのに、また予算投入して土地を駐車場のために買うというのは、これちょっと話が矛盾してこないのかなと思うんですが、その３つをちょっと３問目、最後お願いします。

○議長（若山　征洋君）　産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾　慎一君）　まず工事費につきましては、インフォメーションセンターと同様に繰り越しとさせていただいて、５００万円の工事費を現在持っております。その費用によって改修事業を実施する予定であります。

次に、駅の駐車場ですが、今にぎわいをということでマルシェを実施しております。マルシェにつきましては、比較的利用者の少ない土曜日、日曜日を利用はしております。ただ、全く支障になっていないわけじゃなく、また利用者の方にとってはマルシェをすることで駅近くにとめられないという方も多分いらっしゃるだろうと思いますが、もともと通勤で使う方が大半で、買い物だとかそういったことで使うとしても駅の駐車場はなかなか使えないと。ですから、まだ具体的に駐車場ということでは考えておりますが、どういった形態でするかというのは、今後にはなると思いますが、例えば通勤者には月決めの駐車場でやるであるとか、そういったことも一つの方法ではないかなと。そうすると、現在の駐車場がもっとより使えるようになるんではなかろうかなというふうに考えております。

それから、インフォメーションの中の情報の中で地域おこし協力隊の郭さん、これにつきましては、これ以外のことでもいろんな町内のことについてはうちのほうにも相談が来ておりますので、今後、この設置をする際のいろんな素材については、外国の方から見た目線でのいろんな情報というのも提供できるんではないかなというふうに思っておりますので、また企画財政課とも調整はしようというふうには思っております。

以上です。

○議長（若山　征洋君）　次で２１ページ。山本議員。

○議員（２番　山本　定生君）　ごめんなさい、２０ページ、もう１個、次の分です。次の分でお願いします、議長。

消防費です。消防費なんで、僕福祉なんで違いますから。

この災害対策費で今回印刷製本費が上がっています。これはどういうものをやられるんでしょうか。というのが、先日の７月に起きた吉富町での災害とか何かそれに関係するのか、それとも国が新しく発信した何かに関係するのか、それとも全く関係なくなのか、ちょっと今災害続いていますから、ちょっとどういうものなのかなというのを確認したいんですけど、お願いします。

○議長（若山　征洋君）　総務課長。

○総務課長（守口　英伸君）　お答えします。

これは、平成２６年４月に全戸配布した防災パンフレットハザードマップ折り込みをした分です。と、平成２９年４月に全戸配布した津波ハザードマップの印刷をそれぞれ３００部印刷するものでございます。この２つは、主に転入された方にお配りをしているんですが、年間１００部程度お配りしているんですが、その在庫が少なくなりましたので、今回増刷をしたいというふう

に思っております。

以上です。

○議長（若山　征洋君）　岸本議員。

○議員（８番　岸本加代子君）　先ほどの不動産鑑定業務委託料に関してなんですけど、議論を聞いていて非常に疑問を覚えたんですよね。町内の土地を購入する場合に、全て不動産鑑定を入れるんならば別にいいんですけれども、そうじゃないですよね。そのときに、これが不動産鑑定をするべきかどうかを判断する際に、議会がする際にですよ、その場所も示されず、量も示されない中で審議してくれって言われること自体が何かおかしいなと思ったんですね。今の課長の説明ですと、完全な同意を得ていないということですよね。そしたら、その不動産鑑定を入れて額を示したときに断られる可能性もあるわけでしょう。そうするとこのお金って無駄になりますよね。とても何かこう違和感感じたんですけど、どうなんですかね、その辺。

○議長（若山　征洋君）　産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾　慎一君）　地権者の方からは町の役に立つんであれば協力はします。ただ、先祖からずっと守り続けた土地であるので、それなりの評価があるだろうと。ですから、その評価も聞きたいということでですね。おっしゃるように条件が合わなければ購入はできない、取得はできないということも考えなければなりませんが、基本的にはそれはないというふうに、もうぜひ協力をいただけるということのお言葉もいただいておりますので、それにつきましてはまた不動産鑑定を入れさせてきちんとした評価額で取得の価格は提示させていただきますということを地権者の方には話をしておりますので、今回は補正計上をさせていただいた次第であります。

それから、不動産鑑定につきましては、道路の場合は、鑑定は基本的には議会の議決をいただいた山林については１万円、農地については１万５，０００円、宅地については２万円ということで用地取得をしておりますので、それについては議会の中で議決をいただいたその単価を採用しております。ただ、今回につきましては、一枚の一つの土地の全てを購入するわけですから、きちんとした価格をもって交渉に入りたい。またその費用で購入したいということから不動産鑑定を入れるものでございます。

以上です。

○議長（若山　征洋君）　是石議員。

○議員（７番　是石　利彦君）　不動産鑑定士ちゅうのは、非常に数少ないと聞いております。どの辺まで広げるんでしょうか。例えば入札なり、いつもやっていただいているお方に決定するんでしょうか。近隣にそういう方がおられるでしょうか。その辺、複数の方の、人によっては要するにそれの価値が、こう評価が違うと聞いております。そういうところはどのように議会にも示されるんでしょうか。その辺をお尋ねします。

○議長（若山　征洋君）　産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾　慎一君）　まず業者の選定につきましては、直近では健康福祉課が幼稚園の駐車場用地としてかかわってきた業者を参考にさしていただきたいと。また、その他ここ近隣で不動産鑑定の業をお持ちの方であれば、それも対象になるかというふうには思っております。

不動産鑑定を実施した後、その鑑定額をもとに用地取得費をまた予算計上させていただきます。その際には鑑定の結果というのは当然お示しができるものというふうに思っております。

以上です。

○議長（若山　征洋君）　２１ページ。山本議員。

○議員（２番　山本　定生君）　教育費で教育学校管理費、この消耗品の内容についてと、工事請負費で玄関前の周辺舗装工事、これちょっとどのような内容をやられるのかと、これは工事は学校があってるときにするのか、ないときにするのか、それも踏まえて教えてください。

○議長（若山　征洋君）　教務課長。

○教務課長（瀬口　直美君）　お答えをいたします。

まず、１０款２項１目の１１節の需用費の消耗品２０万円です。

これにつきましては、平成２７年から２７、２８、２９と県の事業で子どもの読書活動推進事業というものに取り組んでおりました。ただ、その事業は２９年度をもって終了したんですが、新たに３０年度も県から同じように子どもの読書活動推進事業に対して補助をするということで、３年間続けてきました「家読」を計画しておりましたので、その補助をもらってより充実をさせるということで、家読に必要な家読用のバッグ、あるいは各家庭の家読の意義であるとか、内容を啓発するためのコピー用紙、あるいはインク代等の消耗品を２０万円計上させていただいております。

ちなみに歳入のほうで、先ほど言った県費のほうで１０万円、２分の１を上げさせていただいております。

次に、１５節の工事請負費で玄関前周辺舗装工事です。

これは６月の補正でも上げさせていただいておりましたが、学校の校舎の北側の玄関前がでこぼこができておりますので、通路を確保するという観点から、駅側の坂を上がった位置から体育館までの直線を２メートル幅で舗装工事をしたいというふうに考えております。

工事につきましては、６月の時点では夏休みにということを考えておったんですが、その時点で今の時点で予算が確保できておりませんので、冬休みを活用して、実質工期は２週間ほどあれば業者のほうは、何件か聞いたんですが、できるということでしたので、冬休みの期間を利用して、予算が確保今回できれば実施したいというふうに考えております。

以上です。

○議長（若山　征洋君）　２２ページ。

歳出全般について御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山　征洋君）　歳入歳出全般について御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山　征洋君）　ちょっと暫時休憩いたします。

今から１０分間休憩します。（「２０分」と呼ぶ者あり）１５時２０分。

午後３時10分休憩

……

午後３時20分再開

○議長（若山　征洋君）　休憩前に引き続き再開いたします。

次に、２３ページ、債務負担行為支出予定額等に関する調書。

次に、２４ページ、地方債の現在高の見込みに関する調書。山本議員。

○議員（２番　山本　定生君）　地方債の現在高並びに見込みに関する調書に関してです。

今回の資料でもお聞きしたいところなんですが、決算のほうでまたお聞きしたいと思いますので、起債及び償還金について、過去１０年並びに及び未来１０年に対しての金額、全額とその間の新規分の資料を要求いたしますので、議長のほうより財務当局に対して資料提出を求めます。お願いします。

○議長（若山　征洋君）　聞きとめておきます。

次に、２４ページ、地方債の現在高の見込みに関する調書。

次に、給与費明細書、２５ページ、２６ページ、２７ページ、２８ページ、２９ページまで。

以上、補正予算書全般について御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山　征洋君）　質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第４４号は、それぞれの所管委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山　征洋君）　御異議なしと認めます。よって、議案第４４号平成３０年度吉富町一般会計補正予算（第１号）については、お手元に配付の付託明細によりそれぞれの所管委員会に付託いたします。

―――――――――――――・―――――・―――――――――――――

日程第１４．議案第４５号　平成３０年度吉富町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）

について

○議長（若山　征洋君）　日程第１４、議案第４５号平成３０年度吉富町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）についてを議題といたします。

これからページを追って質疑に入ります。

補正予算書、１ページ。

歳入、２ページ。

歳出、３ページ。

次に、４ページ、事項別明細書、総括歳入。

５ページ、同じく総括歳出。

次に、歳入、６ページ。歳出、７ページまで。

歳入歳出全般について御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山　征洋君）　以上、補正予算書全般について御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山　征洋君）　質疑なしと認めます。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第４５号は、福祉産業建設委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山　征洋君）　御異議なしと認めます。よって、議案第４５号平成３０年度吉富町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）については、福祉産業建設委員会に付託いたします。

―――――――――――――・――――――・――――――――――――

日程第１５．議案第４６号　教育委員会委員の任命について

○議長（若山　征洋君）　日程第１５、議案第４６号教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

担当課長に内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（守口　英伸君）　御説明いたします。

議案書２２ページをお願いいたします。

議案第４６号教育委員会委員の任命について、吉富町教育委員会委員に次の者を任命したいので同意を求める。

住所、吉富町大字小犬丸４９２番地６、氏名、三毛門恵理子、昭和３４年９月２７日生まれ。

平成３０年１０月８日をもって任期が満了する瀬戸口由美子氏の後任として三毛門恵理子氏を任命したいので、法の定めるところにより議会の同意を求めるものでございます。

三毛門恵理子氏は、平成２１年８月から平成２８年１１月までの７年４月間、民生委員児童委員の主任児童委員として御活躍いただきました。その間、吉富町次世代育成支援対策行動計画推進委員、吉富町放課後児童健全育成事業利用者審議会委員、吉富町子ども・子育て会議委員、吉富町外一市中学校組合いじめ不登校問題対策協議会委員を歴任。その他の活動といたしましては、平成８年から現在に至るまで、吉富小学校読み聞かせボランティア「まほうのかばん」にも所属され、御活躍されております。このように、教育・文化はもちろんのこと、行政についても深い識見を有しておられますので、教育委員会委員として最適な方であると思っております。

以上で説明を終わります。よろしく御審議の上、御同意くださいますようお願いいたします。

以上です。

○議長（若山　征洋君）　担当課長の説明が終わりました。

これから、質疑を入ります。本案に対して御質疑はありませんか。是石議員。

○議員（７番　是石　利彦君）　新しい方、私存じ上げておりませんが、瀬戸口さんはよくお話もさせていただいたし、大変識見も高くお持ちだったと思います。何期何年されたのか、検証ちゅうか、もう一度、おやめになるんですからちょっと聞きたいと思いますが、事務局長がこんなこと聞くなち言いよるけど、要らんこと言わんでいいんですよ、ちょっとお聞きしたいので。その人に匹敵するような三毛門新しい委員に頑張ってもらわないかんから、ぜひお願いします。

○議長（若山　征洋君）　総務課長。

○総務課長（守口　英伸君）　お答えいたします。

前任者瀬戸口由美子さんは、平成１７年８月２２日に就任なさいまして、１３年間在職をいたしております。したがいまして、３期と１年と、１期４年でございますので、ただ、この教育委員の任期が４年というふうな限らないところがございますので、今そのような形、１３年間という形で報告をさせていただきました。

以上です。

○議長（若山　征洋君）　ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山　征洋君）　質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第４６号は、会議規則第３９条第３項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山　征洋君）　御異議なしと認めます。よって、議案第４６号は委員会付託を省略することに決しました。

次に、討論に入ります。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山　征洋君）　賛成討論はありませんか。是石議員。

○議員（７番　是石　利彦君）　ただいまの質疑の中で瀬戸口さん、３期プラス１年で１３年されたと聞いております。大変功績もあったと私たちも共通の認識だろうと思います。ぜひともこの方に匹敵するように、よりもそれ以上の活動をしていただきたいと三毛門恵理子氏を同意いたします。

○議長（若山　征洋君）　反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山　征洋君）　賛成討論はありませんか。山本議員。

○議員（２番　山本　定生君）　今、同僚議員がいろいろお聞きしたと思いますが、瀬戸口さんには由美子氏には、まず、議会としましても、大変功労あったことに謝辞を申したいと思います。そして、次の三毛門さんのほうにはまた改めて教育委員会、子供たちのために頑張ってほしいとエールを送り、賛成討論とさせていただきます。

以上です。

○議長（若山　征洋君）　反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山　征洋君）　賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山　征洋君）　討論なしと認めます。これにて質疑、討論を終わります。

これから本案を採決いたします。本案はこれに同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山　征洋君）　御異議なしと認めます。よって、議案第４６号教育委員会委員の任命についての同意を求める案件は、同意することに決定いたしました。

日程第１６．議案第４７号　吉富町外二組合公平委員会委員の選任について

○議長（若山　征洋君）　日程第１６、議案第４７号吉富町外二組合公平委員会委員の選任についてを議題といたします。

担当課長に説明を求めます。総務課長。

○総務課長（守口　英伸君）　御説明いたします。

議案書２３ページをお願いします。

議案第４７号吉富町外二組合公平委員会委員の選任について、吉富町外二組合公平委員会委員に、次の者を選任したいので同意を求める。

住所、吉富町大字別府６２０番地６、氏名、仲宗根稔、昭和１４年８月３日生まれ。

住所、吉富町大字小犬丸５２９番地４、氏名、西川惠子、昭和２４年５月１８日生まれ。

住所、吉富町大字小犬丸２３３番地１、氏名、畑田英文、昭和２９年３月１４日生まれ。

平成３０年１０月８日をもって４年間の任期が満了する仲宗根稔氏、西川惠子氏を再選任するとともに、同日をもって同じく任期が満了する岡和子氏の後任として畑田英文氏を選任したいので、法の定めるところにより議会の議決を求めるものでございます。

仲宗根稔さんは、現在、１期目です。議員の皆さん御承知のとおり、仲宗根さんは吉富町商工会の会長を平成１３年から平成２５年までの１２年間歴任され、現在も会社の経営者として御活躍されております。豊富な知識・経験、人柄もすばらしく、公平委員会委員に最適な方だと思っております。

西川惠子さんは、現在、２期目です。１期目が前任者の残任期間でございましたので、合計で５年１月、在職いたしております。御承知のとおり、西川さんは、平成１７年から平成２１年までの４年間、選挙管理委員会委員を、さらに平成２１年から平成２５年までの４年間、選挙管理委員会委員長を歴任されております。行政経験、知識も豊富で人柄もすばらしく、公平委員会委員に最適な方だと思っております。

畑田英文さんは、前任者で３期１２年間在職された岡和子さんの後任として、新たに選任いたしたく御提案をするものでございます。畑田さんは、吉富町役場職員として３６年間勤務され、その間、税務課長７年、健康福祉課長５年６月、議会事務局長１年と、課長職を歴任いたしました。退職後も、吉富町経営生産対策推進会議委員として２年間、御活躍をされました。このように、行政職員としての豊かな経験と豊富な知識をお持ちでございますので、公平委員会委員として適任者であると思っております。

以上で説明を終わります。よろしく御審議の上、御同意くださいますようお願いいたします。

以上です。

○議長（若山　征洋君）　課長の説明が終わりました。

これから、質疑を入ります。本案に対して御質疑はありませんか。山本議員。

○議員（２番　山本　定生君）　まずこの公平委員会というものは、どのようなことをやられる委員会であるのかというのと、特に過去、この事例、どのようなことを審議されたのか、最近の実例みたいなものがあったら、ちょっとそこを教えてください。

○議長（若山　征洋君）　総務課長。

○総務課長（守口　英伸君）　お答えいたします。

公平委員会委員は、地方自治法及び地方公務員法に定められた職員の勤務条件に関する措置の要求及び職員に対する不利益処分の審査をし、これに必要な措置を講ずること等を職務とする委

員会になっております。

今まで、そういった措置に関する申し出、不利益処分等の審査の申し出が過去ございませんので、そういった審議はしたことはないというふうに、私の知っている限りはありません。随分前はどうかわからないですけども、ここ何年かはありません。

今何をしているのかといいますと、職員の労働組合の執行部が１０月に改選されますが、その執行部の職員について、なれる職員であるかどうかというのを審査をしているというような状況でございます。

以上です。

○議長（若山　征洋君）　ほかに質疑はありませんか。是石議員。

○議員（７番　是石　利彦君）　今のこと、労組の役員人事の審査をすると言われました。審査なんですか。そこで労働組合役員を同意するとか何かそういうことなんでしょうか。初めて聞いた気がするんですが。不適格なら同意しないとか何かそうあるんでしょうか。それについてちょっとお尋ねします。

○議長（若山　征洋君）　総務課長。

○総務課長（守口　英伸君）　お答えをいたします。

労働組合の委員には管理職等はなれないというふうになっておりますので、そういった人がなっていないかというのは一応、公平委員会とすれば確認をする必要がございますので確認をさせていただいています。審査という言葉を使ったんですが、確認をしているところでございます。

以上です。

○議長（若山　征洋君）　山本議員。

○議員（２番　山本　定生君）　今言われたのは、管理者がなれないと言われたんですけど、いわゆる吉富町の中での管理者というのはどこの区分になるのかと、全然この公平委員会に申し出がなかったと言われたんで、それは何か昨年６級になれんで何かやめたような人がいたけど、あの人は何も言ってこんやったんやろうかと思ってちょっとびっくりしたんやけど。ちょっと管理者のその基準ちゅうのはどこになるんですか、ちょっとそこを教えてください。確認させてください。（発言する者あり）

○議長（若山　征洋君）　総務課長。

○総務課長（守口　英伸君）　お答えをいたします。

例規集の中にも書いているんですけども、管理職職員等の範囲を定める規則というのがございまして、そこで規定されている方が管理職ということになりますが、具体的には、議会事務局の局長、町長部局でいいますと、課長と主幹、そして人事・予算・文書・庁中取締り、または庶務担当の係長、人事給与担当の主事ということになっています。教育委員会事務局は、課長、主幹、

出先につきましては、保育所の園長、吉富町外一市中学校組合につきましては、組合の事務局長、事務局次長、吉富町外一市環境衛生事務組合につきましては、事務局の局長が管理職という範囲になっております。

以上です。

○議長（若山　征洋君）　ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山　征洋君）　質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第４７号は、会議規則第３９条第３項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山　征洋君）　御異議なしと認めます。よって、議案第４７号は委員会付託を省略することに決しました。

次に、討論に入ります。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山　征洋君）　賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山　征洋君）　討論なしと認めます。これにて質疑、討論を終わります。

これから本案を採決いたします。本案はこれに同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山　征洋君）　御異議なしと認めます。よって、議案第４７号吉富町外二組合公平委員会委員の選任について同意を求める案件は、同意することに決定いたしました。

―――――――――――――・――――・――――――――――――

日程第１７．議案第４８号　財産の取得について（吉富町消防団第３分団小型動力ポンプ付積載車）

○議長（若山　征洋君）　日程第１７、議案第４８号財産の取得について（吉富町消防団第３分団小型動力ポンプ付積載車）を議題といたします。

担当課長に内容の説明を求めます。総務課長、説明。

○総務課長（守口　英伸君）　御説明いたします。

議案書は２４ページでございます。

それと資料は、資料ナンバー１の８ページ、９ページでございます。

議案第４８号財産の取得について。次のとおり財産を取得することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第３条の規定により、議会の議決を求める。

１、財産の名称、吉富町消防団第３分団小型動力ポンプ付積載車。

２、納入場所、吉富町大字小犬丸１３５番地４。

３、契約の方法、指名競争入札。

４、契約金額、１，０７４万６，０００円。うち取引に係る消費税及び地方消費税額、７９万６，０００円。

５、相手方、福岡県北九州市小倉北区篠塚１丁目２の３３号、愛知ポンプ工業株式会社北九州営業所所長宮近和則。

資料の８ページにございますとおり、平成３０年８月２４日に入札会を行い、愛知ポンプ工業株式会社北九州営業所が契約相手予定者に決定いたしましたので、物品売買契約を締結し、この財産を取得するに当たり、条例の定めるところにより議会の議決を求めるものでございます。

購入予定の消防車につきましては、資料９ページをごらんください。

１、財産の名称、吉富町消防団第３分団小型動力ポンプ付積載車。

２、取得台数、１台。

３、車両性能（１）本体形状、ダブルキャブ型フォードア四輪駆動、（２）ミッション、オートマチック、（３）エンジン、ディーゼル、（４）排気量、３０００cc、（５）車体寸法、全長５メートル、全幅１．８メートル、全高２．３メートル、（６）乗車定員、６人、（７）タイヤ、スタッドレスタイヤ、（８）車両総重量、３トン。

４、装備品（１）小型動力ポンプ①Ｂ２級と②Ｃ１級の２台を搭載いたします。（２）特殊装備品①軽量ローボート、②ＬＥＤ投光機、③サンタイガーレインボーリール、④発電機、⑤多機能型斧、⑥エンジンチェーンソーとなっております。

総重量が３トンでございますので、新運転免許制度の普通免許でも運転することができます。

また、オートマチック車でございますので、車の運転免許を持っている方なら誰でも運転することができる仕様となっております。

以上で説明を終わります。慎重に御審議の上、御議決くださいますようお願いいたします。

以上です。

○議長（若山　征洋君）　担当課長の説明が終わりました。

これから、質疑を行います。本案に対して御質疑はありませんか。是石議員。

○議員（７番　是石　利彦君）　この入札結果調書の数字は間違いございませんか。ちょっとそれをお尋ねします。

○議長（若山　征洋君）　総務課長。

○総務課長（守口　英伸君）　間違いございません。

以上です。

○議長（若山　征洋君）　是石議員。

○議員（７番　是石　利彦君）　予定価格の公表は行ったのでしょうか。

○議長（若山　征洋君）　総務課長。

○総務課長（守口　英伸君）　予定価格は事後公表でございますので、入札の際には公表をいたしておりません。

以上です。

○議長（若山　征洋君）　ほかに。梅津議員。

○議員（４番　梅津　義信君）　全協のときも担当課から説明受けたんですけども、もう一度聞きたいのは、特殊装備品の中の①軽量ローボート、これはどれぐらいの軽量、軽量ってもうちょっと詳しく、軽量についてお願いします。

○議長（若山　征洋君）　総務課長。

○総務課長（守口　英伸君）　お答えをいたします。

約３．５キロという仕様になっております。

以上です。

○議長（若山　征洋君）　梅津議員。

○議員（４番　梅津　義信君）　俺、勘違いかな、軽量ボートってこのボートのことよね。ボートですよね。ローボートちゅうのは空気でこう浮くボートですよね。（「それならゴムボートち書こうもん」と呼ぶ者あり）あら、これ勘違いかな。（「資料が足らんのやな」と呼ぶ者あり）何人乗りですかね。

○議長（若山　征洋君）　総務課長。

○総務課長（守口　英伸君）　先ほど３．５というふうにお答えしましたが、ちょっと字が小さくて、ちょっと老眼で見えないんですが、３５キロのようで、（「４５キロ」と呼ぶ者あり）３５キロですね。そして定員は６人というふうになっております。ゴムボートでございます。

以上です。（「了解です」と呼ぶ者あり）

○議長（若山　征洋君）　ほかにありませんか。是石議員。

○議員（７番　是石　利彦君）　いきなり性能のほうに行ってしまいました。入札結果調書を見ますとちょっとこう、後であれでしょうけど、とりあえずこの中に６名の入札業者が名前がございますが、この中に欠格者ちゅうんですか、失格者という言い方がいいんでしょうか、そういう人は、そういう会社はないんでしょうか。

○議長（若山　征洋君）　総務課長。

○総務課長（守口　英伸君）　ございません。

以上です。

○議長（若山　征洋君）　もう終わりました。３回行きました。（「そうですか」と呼ぶ者あり）

山本議員。

○議員（２番　山本　定生君）　ちょっと今、同僚議員が言っていたのを見て、ちょっと僕も見ながら見よったんですけど、これ２番目のモリタさんという会社はこれは予定価格を超えている形になる、違うんかな。

○議長（若山　征洋君）　総務課長。

○総務課長（守口　英伸君）　事後公表でございますので、入札の際には予定価格は業者は知りません。

以上です。（「失格とか何もないちゅうことね、そういうのはないちゅうことね」と呼ぶ者あり）

○議長（若山　征洋君）　ほかに。山本議員。

○議員（２番　山本　定生君）　それと入札結果調書でちょっと少し、前疑問に思うところがあったんですけど、この１番から６番までのここ数字が羅列されていますけど、上、予定価格とかには円マークがあるんですよ。でも下には何もない、ただ数字が羅列だけなので、当たり前と言われれば当たり前かもしれませんけど、これがこの公的文書としてこれでいいのかなというのが少し疑問に思ったんですけど、例えばビットコインとかそんなふうに思う人はいないとは思うんですけど、ここに単位というものは必要ないんですか、これが公表する文書として。

○議長（若山　征洋君）　総務課長。

○総務課長（守口　英伸君）　今御指摘を受けて、なるほどなと思いました。やはり円をつけるべきだなというふうに思います。今後は、この欄の入札金額の後に「（円）」という形をつけてしたいというふうに思います。ありがとうございました。（「お願いします」と呼ぶ者あり）

○議長（若山　征洋君）　ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山　征洋君）　質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第４８号は、会議規則第３９条第３項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山　征洋君）　御異議なしと認めます。よって、議案第４８号は委員会付託を省略することに決しました。

次に、討論に入ります。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山　征洋君）　賛成討論はありませんか。梅津議員。

○議員（４番　梅津　義信君）　このたびの議案第４８号財産取得について賛成討論をいたします。

私は、かねてより一般質問等で災害について深い危惧を持ってまいりました。それは河川増水による家屋沈没です。それがさきの６月の西日本大豪雨において、目の当たりにマスコミ等の報道により、しました。その中でボートをこぎながら救出される方の映像を目にしたときに、私がかねてより一般質問等で要望してまいりました、そういったことに対する万が一の場合の備え、一笑、笑われた過去もございますけれども、私はあくまでも自分が言ってきたことに間違いなかったと思っていた折に、執行部よりこのたびの財産取得の件を全協の前で伺いまして、また本日、議決のこの場において賛成討論をする喜びにたえません。この消防車には、先ほど伺ったように６人乗りのボートが備えられています。何よりもこのことについては私は喜びにたえないということを申し上げ、賛成討論といたします。

○議長（若山　征洋君）　反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山　征洋君）　賛成討論はありませんか。山本議員。

○議員（２番　山本　定生君）　今回の小型動力ポンプ付積載車は、先日、あれは第１分団でしたよね、タンク車のときにオートマ四輪駆動、それからスタッドレスタイヤとかいろいろ提案されたと、議会から提案があったと思います。それを踏まえた上で、今回十分な装備をされているように見受けられます。これは、吉富町にとって住民にとって大変貴重な財産になり得るものですし、命にかかわるものですので、これについては大変賛成をして終わりたいと思いますが、かく言うならばあと本当はナビゲーションがあってくれれば、もう少し住民にプラスになるのかなと思いますが、そこはまた今後の改善点ということで提案をしながら、賛成討論といたします。

以上です。

○議長（若山　征洋君）　では反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山　征洋君）　賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山　征洋君）　討論なしと認めます。これにて質疑、討論を終わります。

これから本案を採決いたします。本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山　征洋君）　御異議なしと認めます。よって、議案第４８号財産の取得について（吉富町消防団第３分団小型動力ポンプ付積載車）については、可決することに決定いたしました。

日程第１８．議案第４９号　福岡県介護保険広域連合の処理する事務の変更及び福岡県介護

保険広域連合規約の変更について

○議長（若山　征洋君）　日程第１８、議案第４９号福岡県介護保険広域連合の処理する事務の変更及び福岡県介護保険広域連合規約の変更についてを議題といたします。

担当課長に説明を求めます。健康福祉課長、説明。

○健康福祉課長（石丸　貴之君）　それでは、議案書２５ページをお願いいたします。

議案第４９号福岡県介護保険広域連合の処理する事務の変更及び福岡県介護保険広域連合規約の変更についてです。

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２９１条の３第１項の規定により、福岡県介護保険広域連合の処理する事務を変更し、福岡県介護保険広域連合規約を別紙のとおり変更するものであります。

提案理由について御説明申し上げます。

介護保険法平成９年法律第１２３号の一部改正により、県から保険者へ指定権限が移譲されたことに伴い、福岡県介護保険広域連合の処理する事務を変更する必要が生じたためで、あわせて福岡県介護保険広域連合の執行機関等の組織の見直し等に伴い、福岡県介護保険広域連合規約を変更する必要が生じたため、当該規約の一部変更に関し関係市町村と協議することについて、地方自治法第２９１条の１１の規定によりまして議会の議決を求めるものでございます。

それでは、新旧対照表で御説明させていただきます。

資料ナンバー１の１０ページをごらんください。

下線部分が今回の改正部分でございます。第４条第４号中「及び指定介護予防支援事業者」を「、指定介護予防支援事業者及び指定居宅介護支援事業者」に改正するものです。

続きまして、１１条１項中「、支部部長７人及び副広域連合長を置く。」を「、副広域連合長１人及び支部長８人を置く。ただし、広域連合長及び副広域連合長は支部長を兼務する。」に改め、同条第３項を同条第４項とし、同条第２項中「、支部長及び副広域連合長」を「、副広域連合長及び支部長」に改め、同項を同条第３項とし、同条第１項の次に次の１項を加えるものであります。２項、副広域連合長は、広域連合長を補佐し、広域連合長に事故があるとき、又は広域連合長が欠けたときは、その職務を代理する。

続きまして、１２条中第５項を削り、第４項を第５項とし、同条第３項の次に次の１項を加えるものであります。４項、副広域連合長は、広域連合長が広域連合の議会の同意を得て、関係市町村の長のうちから選任する。

続きまして、第１３条第１項中「広域連合長」の次に、「、副広域連合長」を加え、同条第２項を削るものであります。

続きまして、別表第２中、第４条関係の４の項中区分の欄ですが、「及び指定介護予防支援事

業者」を「、指定介護予防支援事業者及び指定居宅介護支援事業者」に改正するものであります。

続きまして、５の項中関係市町村において行う事務欄ですが、「介護予防事業及び任意事業に関すること及び包括的支援事業に係る相談及び受付に関すること。」を「地域支援事業の実施及び運営に関すること。」に改正するものであります。

次に、議案書２７ページをお願いいたします。

附則といたしまして、この規約は、平成３０年１１月１日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。慎重な御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（若山　征洋君）　担当課長の説明が終わりました。

これからは質疑を行います。本案に対して御質疑はありませんか。是石議員。

○議員（７番　是石　利彦君）　ちょっと１個だけ。

これは何ページかな、ごめんなさいね、１１ページだな。変更前は広域連合長は任期中においても副広域連合長を解職することができるとあったものをわざわざ消していますね。それ何か問題があったんでしょうか。解職ちゃすごいよな。それは権力ものすごい強いけど、それをなくしたちゅうことは見直されたちゅうことでしょうけど、何か問題があったんでしょうか。

○議長（若山　征洋君）　健康福祉課長。

○健康福祉課長（石丸　貴之君）　現在は副広域連合長という職はありませんので、今回もうこれは必要ないということで削ったのではないかとそういうふうに解釈、理解しております。

以上です。

○議長（若山　征洋君）　ほかに御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山　征洋君）　お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第４９号は、会議規則第３９条第３項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山　征洋君）　御異議なしと認めます。よって、議案第４９号は委員会付託を省略することに決しました。

次に、討論に入ります。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山　征洋君）　賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山　征洋君）　討論なしと認めます。これにて質疑、討論を終わります。

これから本案を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山　征洋君）　御異議なしと認めます。よって、議案第４９号福岡県介護保険広域連合の処理する事務の変更及び福岡県介護保険広域連合規約の変更については、原案のとおり可決されました。

―――――――――――――・―――――・―――――――――――――

日程第１９．議案第５０号　町道路線の認定について

○議長（若山　征洋君）　日程第１９、議案第５０号町道路線の認定についてを議題といたします。

担当課長に説明を求めます。産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾　慎一君）　それでは、議案第５０号町道路線の認定について御説明申し上げます。

道路法（昭和２７年法律第１８０号）第８条第１項の規定に基づき、次の路線を町道として認定したいので同条第２項の規定により議決を求めるものでございます。

お手元の資料１４ページも御参照ください。

資料の赤く示しております路線番号第３４９号、居屋敷久保畑線、起点は吉富町大字土屋３２４番４地先から終点吉富町大字土屋２９２番地先までの道路でございます。

延長は約３９．３メーター、幅員が６メーターでございます。この道路につきましては、現在工事を進めております土屋村中道路を延伸する道路について認定をするものでございます。

集落内の交通の利便性向上を図るため、今回認定を行うものでございます。

以上で説明は終わります。よろしく御審議の上、御議決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（若山　征洋君）　担当課長の説明が終わりました。

これから質疑に入ります。本案に対して御質疑はありませんか。是石議員。

○議員（７番　是石　利彦君）　ちょっとお尋ねします。

土屋の鳥居のところから今アパートが建築中ですが、あそこから村中、今この示されたところに向かって拡幅工事の承認が出たわけですが、その工事、これも含めてどのような工程、工事工程ちゅうか、それを示していただきたいんですが。

○議長（若山　征洋君）　産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾　慎一君）　今現在、工事を進めております。工期を来年２月まででしておりますが、現在、地権者との交渉は既に事業の同意はいただいておりますので、用地の交渉を行っております。今、細かいいろいろな町の条件等を示しながら今年度中には用地買収、所有権移転登記を終わらせたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（若山　征洋君）　ほかに。山本議員。

○議員（２番　山本　定生君）　あと細かいことはまた委員会でお聞きするので、ちょっと１点だけ確認させてください。今これ附属の資料で別紙の１４ページのこの図面でいいので教えてください。今赤線で示しているところと言われたんですけど、赤い丸があるところと矢印の先、取りつけ側の道路、これ双方の道路幅ちゅうのは何ぼになるんかちょっと教えてください。

○議長（若山　征洋君）　産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾　慎一君）　正確な幅員は今手元に資料がございませんので、ちょっと申し上げることができませんが、まず起点が丸の部分については４メーター未満の道路でございます。それから終点の矢印の部分、既存の町道に接続する道路につきましては、幅員が４メーターを少し超えているような幅員でございます。

以上です。

○議長（若山　征洋君）　是石議員。

○議員（７番　是石　利彦君）　その４メーターと今言われました、現在４メーターなんでしょうが、用地買収交渉中とありましたよね。それをやれば目標としては６メーターになるんですよね。そこを確認お願いします。

○議長（若山　征洋君）　産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾　慎一君）　現在、進めております工事、それから今回道路認定として上程しておりますこの路線については、道路幅員は６メーターにする予定でございます。

以上です。

○議長（若山　征洋君）　ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山　征洋君）　質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第５０号は、福祉産業建設委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山　征洋君）　御異議なしと認めます。よって、議案第５０号町道路線の認定については、福祉産業建設委員会に付託することに決しました。（「委員長お願いします」と呼ぶ者あり）

日程第２０．報告第１３号　専決処分の不承認に伴う措置について

○議長（若山　征洋君）　日程第２０、報告第１３号専決処分の不承認に伴う措置についてを議題といたします。

担当課長に内容の説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（奥田　健一君）　報告第１３号専決処分の不承認に伴う措置についてでございます。

平成３０年度吉富町一般会計予算の専決処分の不承認に伴い、下記のとおり必要と認める措置を講じたので、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第４項の規定により報告するものでございます。

講じた措置の内容ですが、平成３０年度吉富町一般会計予算を専決処分したこと及びその専決処分が不承認となったことについて、別添資料ナンバー１の１５ページにございますとおり、広報よしとみ７月号において経緯の説明を行い、広く町民にお示ししたことを議会に報告させていただきます。

以上でございます。

○議長（若山　征洋君）　以上で報告説明を終わります。

○議長（若山　征洋君）　以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。長時間お疲れさまでした。

午後４時08分散会